

メディア展望

発行日 2010年2月20日
発行回数 毎月一回
発行種別 第三種郵便物認可

4 - 2010

発行所
新聞通信調査会
電話 03 (3593) 1081
<http://www.chosakai.gr.jp/>

問われる日本の世界戦略

新興国経済の実力と展望

河原 仁志

(共同通信社経済部長)



東京に見る新興国パワー

最近、東京という街で先進国、新興国をナマで見られる場があることに気が付いた。「新興国」は、銀座で見かける中国の人たちの行列。特に早朝、銀座の百貨店やアメリカ、スウェーデンから来ているようなブランド店にバスで乗り付けて大量に物を買っていく。昔、日本のおばちゃんたちがブランド品を目掛けて欧州に行ったのと同じような光景だと思うが、今では百貨店業界が全然売り上げが伸びずに苦しんでいるところを中国の人たちが救っている状況だ。そのおかげで百貨店の売り上げが一〜二割持ち直したともいわれている。

一方、先進国病といわれるデフレ現象が見える

ところが都内にある。それは池袋。三越が五十年営業を続けて撤退した。その後に安売り王のヤマダ電機が出てきた。その周辺も価格の下落がものすごく進んでいる。池袋は先進国病、デフレが目に見える街とついいていいと思う。

東京の中にある先進国と新興国。日本が先進国の中で最も成熟した国であること、その隣に大きな新興国である中国が存在するということを考え合わせると、必ずしも不思議な現象ではないのかもしれない。

ゴール地点からスタート

世界は新興国への期待と共に中国などの猛烈な成長ぶりへの脅威が高まっている。先進国の成長が足りない分を新興国が補うという構図が明白に

目次 (四月号)

新興国経済の実力と展望	河原 仁志	1
メディアに関する第2回世論調査(上)	前田 幸男	6
どうなる「ウォール街包囲網」	高橋 勝洋	12
TVジャーナリズムに新たな動き(6)完	鈴木 弘貴	16
マスメディア関連の裁判を見る(46)	佐藤 英雄	20
【メディア談話室】		
密約と有識者委の視点	藤田 博司	24
【プレスウォッチング】		
「日米密約」の存在を暴く	池田 龍夫	26
【放送時評】		
IPサイマル放送の試験配信始まる	音 好宏	28
【海外情報】		
①欧州オンライン新聞の有料化加速	広瀬 英彦	11
②米ブロードバンド計画めぐり攻防	金山 勉	23
③中国09年新聞販売動向調査	木原 正博	30
調査会だより		31
書評 『ヒマラヤ世界』	増山榮太郎	32

なっている。

ただ、数字の伸びと先進国の頼りない状況だけを見ると、いかにも新興国が先進国を凌駕していきように見えるが、見逃してはならない点がある。新興国の成長は必ずしも新興国自身が自力で達成しているものではない。成長に火を付けた原資、お金の出所はどこかということだ。インフラを中心としたお金の流れ方は、大半がIMFとか世界銀行、アジア開発銀行といった国際金融機

関のお金が元になっている。

民間投資も欧米のファンドマネーが主流だ。ファンドマネーは一時期、鳴りを潜めていたが、世界の中央銀行がリーマン・ショックの後に巨額のお金を市中に出した。ファンドはこのお金を取り込んで新興国に流し込んでいる。これによって去年の後半あたりから新興国の成長がさらに加速した。逆に言うと、資金の流れが止まると新興国の成長も急減速する恐れがある。新興国の今の元気のよさの根っこは、実は先進国発のマネーが握っている部分もある。

世界経済のこの先を展望していく上で注目しておきたいのは、新興国の成長率と国の規模との関係だ。例えば中国のGDPは今年日本を抜くといわれている。大体五兆ドルの規模。日本は戦後六十五年かけて五兆ドルまで来た。経済的に成熟し、ある種のゴールまで来た。これに比べて中国は五兆ドルからスタートだと考えてもいい。五兆ドルから年率10%近い成長が始まる。

中国の発展段階は、一人当たりの電気の消費量とか平均余命などと比較するとおよそ四十年前、一九七〇年代の日本に似ているといわれる。単純計算するとあと四十年間の成長の余地がある。技術開発の時間差を省けるから実際そんなに時間はいかからないだろうが、少なくとも十数年間は非常に高い成長が期待できる。インドもGDPの規模は約一兆四千万ドル、五輪をやっているカナダと同じぐらいだ。カナダは大きな成長を望めない成熟

した先進国とっていい。インドはこれから年率7、8%のペースで成長していく。つまり、先進国のゴールが新興国のスタートラインということだ。

一方で成熟した先進国はこういう劇的な世界経済の変化、構造の変化にうまく対応していかないと非常に悲惨なことになる。アメリカを中心とした戦後秩序に乗って生きてきたわれわれ日本は、特に試練の時を迎えていると言ってもいい。製造業を中心にいるような付加価値を付けることが成長の源泉であると考えてきた日本経済の常識、円高は悪だにとらえる常識、これまで自明の理としてきたことがそれでいいのかどうか。そこが問われていると思う。

独裁プラス市場経済

中国とインドを取り上げて、新興国の経済の特徴と問題点を見ていきたい。

中国、インドは戦後、旧ソ連をモデルに計画経済から始まって行き詰まった。中国は一九七八年の改革開放路線で市場経済に転換した。インドも九一年、少し遅れて新経済政策を導入して同様に市場経済国の仲間入りをした。ここまでは似たような経路だ。だが現状を見ると、中国は今もってというか、ここ数年、特に国有企業が経済の中心に座って民間の陰が薄くなっている。市場経済といえながら、国有企業が経済を引っ張っている。

インドは政府の介入が減って民間が非常に元気だ。一般的に途上国の発展は独裁型、上からの成長を促すようなシステムが有利だといわれている。

インドは試行錯誤の結果、上からの改革ではなくて民間の創意工夫で成長を促す仕組みを選じた。中国は今もって上からのシステムを入れている。

このことはGDPの中身を見ると非常に特徴的に表れている。インドは、一人当たりのGDPは中国の三分の一ぐらいだが、GDPのうち個人消費は五割を超えている。中国のGDPは、個人消費は三割にも満たない。五割以上が政府支出を中心とした投資になっている。GDPの構成比だけで見ると、中国よりインドの方が先進国に近いといえる。個人消費がいかに多いかが、民間の経済が動いていることの一つのメルクマールになる。

实体经济でも中国とインドは非常に対照的。中国は公共投資のスピードが猛烈に速い。武漢と広州の間に時速三百五十キロの高速鉄道を敷いている。東京と新大阪間の二倍の距離、この工事が何年で完成したか。わずか四年で竣工している。しかも武漢と広州の間をほぼ一直線に貫いている。この間にあった住宅、工場などを一斉に取っ払って鉄道を敷いた。

国が主導したら、民間の権利とか先住権はこの国で二の次、三の次。争いも起こらない。逆に言うとい気に投資をして無駄な競争を最小限に終わって短期間で完成することによって、非常に短い時間で経済効果のインパクトを得られる。経済効果という観点だけを見ると、「共産党の一方独裁プラス市場経済マイナス民主主義」という方程式

が、先進国の資本主義経済を上回っているというふうにも見える。

これに対してインドは民間が非常に強いから、何かしようとするとな紛争が起きやすい。タタという自動車会社がある。工場を造ろうとするたびに土地の買収をめぐる計画が遅れ、手付金なり賠償金なりを払って工場を造る。「インドは非常に手間が掛かる」とスズキの人が言っていたが、民主主義のコストが非常に高い。この辺がインドのいいところでもあり、つらいところでもある。

民間が強いということは創意工夫が重視される。サービス産業に伸びる余地がある。だから研究開発機関が非常に多くて、技術者、理科系の人が多い。民間が強いが故の自由な気風は中国よりはるかにインドの方が目立つ。英語も堪能であるから、欧米の企業には中国よりインドを選びたいという経営者が多いようだ。

世界経済の救済者

新興国といっても自身は千差万別だ。中国はいろいろな世界一がある。新車販売は去年千三百六十四万台で世界一になったが、鉄、粗鋼生産も五億六千万トで世界一、輸出総額も一兆二千億ドルで世界一、外貨準備も二兆四千億ドルで世界一、携帯電話も世界一持っている。ネット人口も四億人で世界一。こうした規模の大きさ、それ自体が世界経済を大きく左右するわけだが、やはり最大の武器は十三億人という人口の大きさだと思ふ。人口が多いということは経済的に労働力にもなるし、

消費力にもなる。両面から経済を押し上げていく力があるということだ。

特にここ数年、世界経済を引っ張ってきたのは中国の労働力。アメリカの『タイム』誌が毎年パースンズ・オブ・ザ・イヤー、その年に一番活躍した人を選ぶが、去年は次点に選ばれたのが中国のある人たちである。

誰か。胡锦涛でもなければ中国共産党の幹部でもない。一億五千万人の「民工」と呼ばれる出稼ぎ労働者たちだ。リーマン・ショック後の世界経済を安い賃金で働いて支えた。一億五千万人といわれる内陸部に住む若い労働者が、献身的な労働でリーマン・ショック後の危機的な世界経済を救ったというのが『タイム』誌の選考理由だった。

カギ握る労働人口

無尽蔵と思われる中国の労働力だが、中国経済を見ていく上でここがポイントになるともいわれている。一人っ子政策、産児制限で出生率が下がっている。二〇三〇年にはインドの人口が中国を抜くともみられている。十五歳から六十四歳までの生産年齢人口が多いことを人口ボーナスというが、この人口ボーナスを享受できる時期が中国の間もなく終わる。二〇一五年、あと五年程度で労働人口が減少に向かうといわれている。人件費のコストが経済成長に伴うインフレも加わって急激に上がっていく可能性がある。この辺が中国経済のリスクの一つといわれている。中国がいつまでも世界の工場であり続けるわけにはいかない。単

純に労働人口減少のトレンドだけ見れば、あと五年、十年という単位でこの問題が顕在化する時期が来る可能性がある。

ただ成長率だけ見れば、ほとんどのエコノミストは8%から10%の成長を安定的に続けるとみているようだ。何といっても、豊かになろうとする渴望感のある中間所得者層が三億人とも四億人ともいわれている。

加えて中国政府・共産党の事情がある。中国は8%の成長をしているが、これが1%下がるだけで失業者が百万人、二百万人出るといわれている。一党独裁の政府にとっては失業増は最も悪いことである。失業者が反政府勢力と結び付いて国内が混乱することは共産党にとつては最も厄介。だから、8%という数字を死守することは至上命令だ。そのためには金融政策、財政政策、為替政策、貿易措置、あらゆる政策手段を講じる。当面この国内事情が結果的に世界経済の成長に寄与するということだと思ふ。

もう一つ中国経済の問題点を挙げると、先ほどいった民間の力、特に創造性の弱さだ、労働力が減れば製造業だけでは持たない。ハイテクやサービス産業に産業構造を転換していかなければならない時期が早晩来る。製造業からサービス業への転換には、やはりインドのような獨創性、創造性を経済の中に組み込んでいく必要がある。

それには社会の自由が前提となる。さまざまな規制を解いていかなければならない。現状では民

間の経営者は独創性をなかなか発揮しにくい。システム、体制の問題で斬新な技術開発が中国自身では非常にしにくい状況になっている。中国経済はある発展段階を過ぎると、自由が富を生み出す源泉であるという命題に直面せざるを得ないと思う。そのときに共産党一党独裁体制はどうするか。足元はともかく、中期的に見てここが大きなポイントになってくると思う。

アフリカ戦略の意味

中国にはこのほか、バブル、環境問題、模倣品の問題などいろいろあるが、次に中国とアフリカ諸国との関係を話したい。

ここ数年、中国は際立ってアフリカと積極的に外交を進めている。広州にエージアンブルックリオンと呼ばれるところがある。私も映像で見たが、ここが中国かと思うぐらい黒人が街を闊歩している。メーンストリートだけ見るとニューヨークのブルックリンみたいだ。ここにアフリカからの移民が大勢住んでいる。住民登録だけで二万人、実際に住んでいるのはその倍以上だといわれている。どうしてこういふことが起きたのか。

中国政府は二〇〇六年、対アフリカ政策文書を発表してアフリカの多くの国と互惠関係を築いた。ビザの発給を大幅に緩和してアフリカからの貿易商が往来しやすい状況をつくった。貿易商がそのままここに住み着いても、中国政府はとがめない。中国の方が稼げるから、自然にアフリカからの出稼ぎ者が居付いた形になっている。

一方でその逆も起きている。アフリカに中国人が非常にたくさん住むようになった。現在八十二万人といわれている。アフリカ開発銀行のプロジェクト案件はもちろん競争入札だが、中国企業(国営が多い)が応札する。応札はお金だけではない。中国の労働者とセットで応札している。例えばかんがい工事をやる、あるいはダムを造るといった事業について、このぐらいの価格でやりま

経済構造になり始めている。経済人、財界人の目は完全に東から西へ、太平洋から日本海に百八十度変わったといえる。

日本が中国の成長を取り込もうとする場合、ターゲットは二つある。一つはよくいわれる中国の中間所得者層、ポリウムゾーンというマーケットの取り込み。もう一つは発電設備とか橋梁といった社会インフラのマーケットだ。

中国の所得構造は形で表すと正三角形。頂点の高所得者は少ない。底辺になればなるほど多い。中国におよそ四億人いるといわれる中間所得者層をどう取り込むか。製造業のキーワードは「スロボールで勝負」ということ。今までの先端技術商品、いろいろなアプリケーションが付いた複雑で高級な商品は要らない。剛速球やキレのいい変化球は要らない。中国の市場ではコントロールのいいスロボールでしかストライクは取れない。つまり、先端技術を捨てて簡素で安い製品が望まれている。

中国にとつての対アフリカ戦略の狙いの一つはもちろん資源である。世界のダイヤモンドの六割、プラチナの九割を持っているアフリカ諸国の資源の囲い込み。もう一つは国連、WTO、環境問題のCOPといった、国際舞台での中国同盟票を固めるための下地づくり。この二つが対アフリカ積極外交の背景にあるといわれている。経済と政治の安全保障を、アフリカを組み込むことによつて実現しようとしている。

スロボールで勝負

では、こういった新興国のマーケットに対して日本企業はどう対応しているのか。日本の輸出と輸入を合わせた国別の貿易規模は、全体を百とすると対アメリカは13・5%、対中国が20・5%で中国はアメリカのほぼ倍。日本は中国に依存する

トヨタでいえばプリウスでは駄目。沿岸部の相対的な高所得者層しか買えない。先進国での成功体験を捨てて先祖返りをする必要がある。パブリカとかミニカとかといった車がもう一度必要になってくる。それが、トヨタがもうひとつ中国で苦戦している、シェアを伸ばせない理由になっている。ライバルの日産によると、トヨタは技術も販売手法も先進国対応から抜け切れていない、という。

インドではある冷蔵庫が売れている。「ちょっとクール」という商品名らしい。価格は約六千円、バカでかくて不格好でまさに冷やすだけというドーンとした冷蔵庫。日本の家電メーカーはウサギ小屋といわれた日本の家屋に合わせてコンパクトな冷蔵庫を作ってきた。冷蔵庫自体の壁を薄く作ること、つまり断熱材をいかに薄くするかが、日本の家電メーカーの冷蔵庫における技術争いだったようだ。ところがインドでは、そんなことは余計な仕様になる。大きくても不格好でもいい、冷やす能力と価格が安ければ買う。そういう発想転換に日本メーカーの技術部門は頭を悩ませているようだ。

一方で同じ冷蔵庫でも中国に行くときちょっと事情が違う。パナソニックの人の話だが、中国の農村部では冷蔵庫をリビングに置いてほしい。だから不格好であつてはいけない。ちよつとしゃれていなければいけない。やや小さめで小奇麗、見栄えがいい冷蔵庫が求められる。そんなに高性能でなくてもいい。そういったニーズが中国の農村部では強い。要はその市場に合った製品を市場ごとにきめ細かく開発することが求められる。中国内陸部の場合、物を買う順序として、商店に行ったとき何から見るか。価格でも機能でもなくまずブランドらしい。ブランドを決めてから買っていく購入習慣、文化がある。日本のメーカーはこぞって中国奥地の農村部で製品展開を図っている。まず名前を覚えてもらおうしかない。農村部

の小さな電気屋に一台置かせてもらおう、商店街で商品の説明会をやるということを地道にやってみよう。そうした努力をして二、三年後に農村部が中間所得層に入るのを待つ。農村部が中間所得者層、ボリュウムゾーンになってからでは遅いということだ。

未来の需要を狙う

最後に新興国の経済が世界経済をどう変えていくかという点について触れる。新興国の台頭によって世界の経済、成長のエンジンが多角化したといわれる。G7で支えてきた世界の成長がたくさんのエンジンに支えられるようになる。その一方で近い将来、世界経済にとって大きな問題が待っている。特に深刻だと思ふのは国が工業化するときの基礎原料、例えば鉄。「鉄は国家なり」という言葉があるが、先進国の鉄の消費量は、日本では一年間に一人当たり〇・八トといわれる。これは十年前から変わっていない。それだけ日本が成熟したということの表れだ。中国は今一人当たり〇・三トで日本の三分の一ぐらい。では中国が先進国になったとき、中国の鉄の消費量が一人当たり〇・八トになったとき何が起きるか。当然、鉄鉱石の値段が上がる。もちろん鉄鉱石だけではない。いろんな生産要素の値段が上がっていく。今、先進国の人口はG7で十億人、新興国と途上国を合わせると五十七億人。これまで世界経済は十億人のいわば先進国クラブのために仕組みをつくってきた。ところが途上国を合わせて六十七

億人が地球丸ごと豊かさを目指す時代がきた。鉄鉱石だけではなくて食糧、労働市場、いろいろな生産要素の価格がこれから上がってくる。そういうときに先進国はどういう身構えをしていくべきなのか。明確な答えは分からないが、日本がその特性を生かして世界経済の中で踏みとどまっていけるチャンスはここにあるんじゃないかと思う。

生産要素にかかわる物の値段が急速に上がってくる。そのとき例えば鉄鉱石に成り代わる素材、原油を使わないエネルギー、食糧素材の品種改良、ロボットを含めたオートメーション、こういった先端分野の研究開発が、地球丸ごと豊かさを目指す世界経済にとって非常に重要な要素になってくる。加えてそうした世界経済の困難を克服する技術開発は、それを提供する国の経済成長や雇用につながっていく。そう考えると技術力の基礎がある日本の出番は大いにあるのではないか。

問題は個々の企業が単純に新興市場の開拓戦略を練るだけではなくて、やはり大きな流れをとらえる官民合わせた戦略、将来の世界の姿を見据えた大きな戦略性が必要だろう。これから世界で不足する部分を先取りする。今どこに需要があるかということと同時に、将来の需要がどこにあるのか。それを取り込むために官と民、民間同士はどう連携すればいいのか。複眼的で重層的なグラウンドデザインが必要になってくる。

(本稿は二月二十四日、同盟クラブで行われた講演の一部を要約した)

新聞読者と政治報道

第2回「メディアに関する全国世論調査」(上)

前田 幸男

(東京大学大学院情報学環准教授)

本稿では、公益財団法人新聞通信調査会が昨年九月に実施した「第二回メディアに関する世論調査」(以下では本調査と略する)の結果から、有権者・国民がどのように政治報道に接しているかについて紹介したい。インターネットの拡大・普及に伴い新聞の将来についてはさまざまな意見があるが、ここでは新聞の閲読時間と政治報道の関係を中心に考察する(詳細は新聞通信調査会のホームページ参照= <http://www.chosakai.gr.jp/>)。

新聞を読むのは誰か

人がなぜ新聞を読むのかについてはさまざまな理由がある。本調査では新聞を読む理由について複数選択で尋ねているが、最も多く選ばれたのは「新聞を読むのが習慣になっている」である(51・6%)。従って、なぜ新聞を読むことがその人たちの習慣となったかを考えるべきだが、新聞を読む習慣(あるいは他の報道媒体の利用)は、個人の年齢や生活と強く関連しているように思われる。

本調査を利用して年代別の新聞閲読時間をグラフにしたのが図1である。なお、便宜上「数分」と「十分くらい」をまとめると同時に、「四十分

くらい」「1時間くらい」と「1時間半以上」を一括して分類している。

グラフから、年齢が高いほど新聞の閲読時間が長くなることが分かる。二十歳代の38・6%が新聞を読まないのに対し、読まない割合は三十歳代で26・1%、四十歳代で12・2%、五十歳代で7・9%と漸減していく。その一方、十分くらい読むという割合は二十歳代の9・7%から、三十歳代の19・9%、四十歳代の24・5%、五十歳代の27・1%と漸増する。これが加齢効果による閲読時間の増加か、若年層には早い段階から情報通信機器に慣れ親しんだため新聞を読まず他の媒体を利用するという世代効果があるのかは判然としない。恐らく加齢効果と世代効果の両方が存在するものと思われる。

一方、家族構成との関係を見ると、単身世帯では新聞を読まないという人が29・3%であるのに対し、二人以上の世帯となると14・2%となる。二人世帯から五人以上の世帯では明確な差がない。残念ながらクロス集計では若年層の二人世帯と高齢者の二人世帯を弁別できないので、結婚や子どもを持つことの影響は分からない。しかしな

がら、新聞を読むことが、就職・結婚・子どもの誕生といった年齢・ライフステージ要因に大きく依存していることは間違いないであろう。その意味では、晩婚化・少子化・単身世帯の増加も新聞発行部数の減少と無関係ではないかもしれない。

メディア利用の傾向を検討すると、「大きなニュースの入手媒体」(複数選択)では新聞(64・5%)、テレビ・NHK(66・1%)、テレビ・民

図1 年代別閲読時間

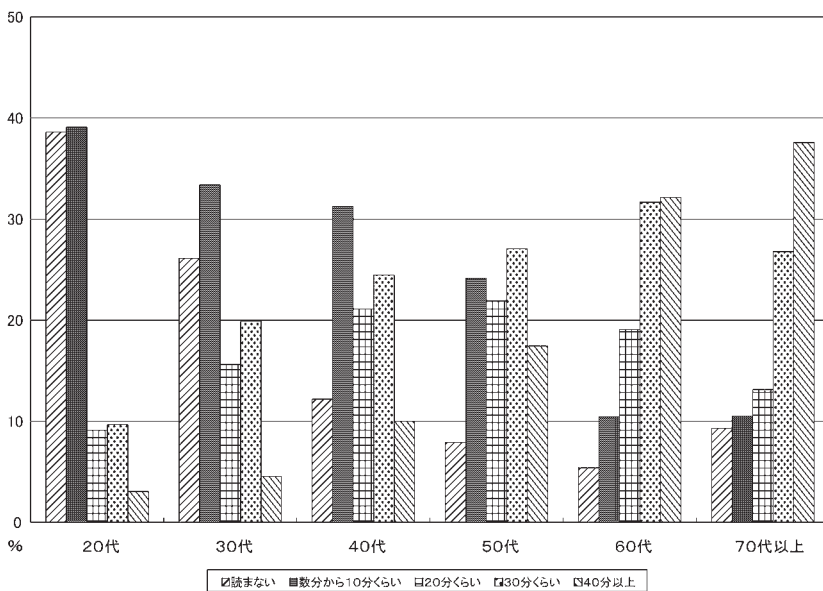


図2 大きなニュースの入手媒体 (年代別)

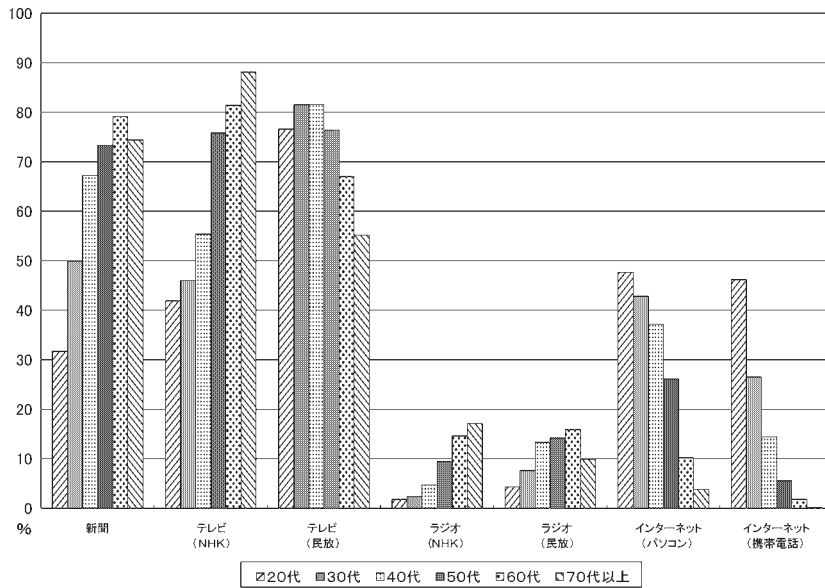


図3 新聞に対する信頼度 (年代別)

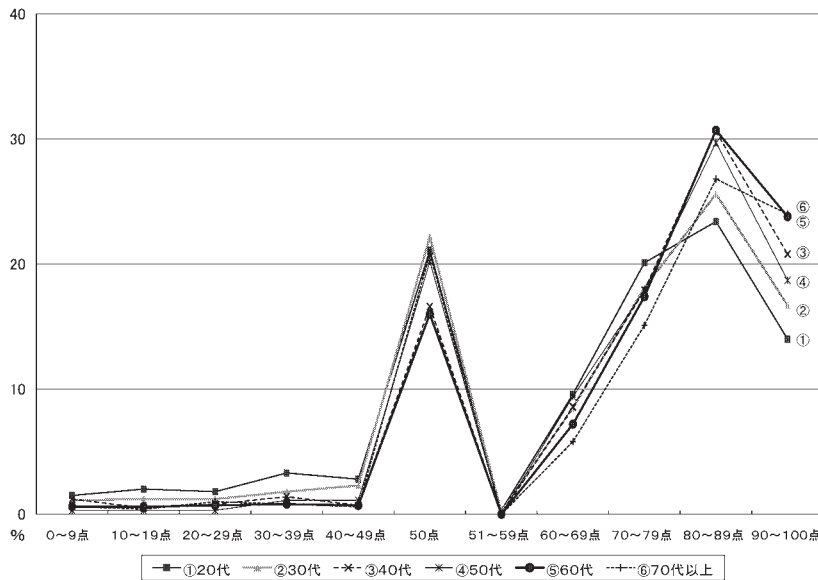
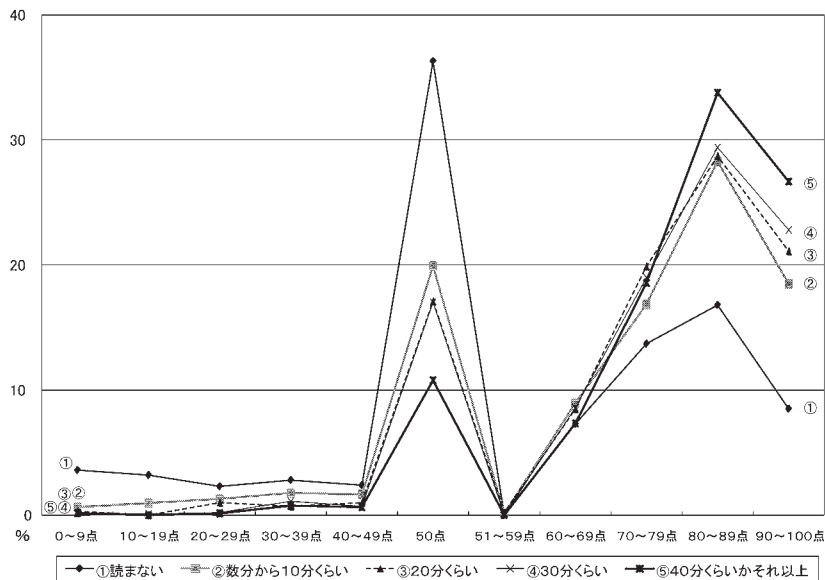


図4 新聞に対する信頼度 (閲読時間別)



放(73・2%)が圧倒的な比率を占めている。それに対して、インターネットはパソコンからの利用が26・7%、携帯を通じての利用は14・7%となり、差は大きい。ただし、メディア利用の傾向はやはり年齢により大きく異なる(図2)。民放テレビが年齢を問わず幅広く視聴されているのに対し、新聞とNHKテレビは年齢が高いほど閲読・視聴する割合が増加する。

この二つの媒体の利用については、年齢とライフステージの影響が大きいと推察される。二十歳代以下ではパソコンやインターネットを通じたニュースの入手割合が大きいので、一九八〇年代以降に生まれた若い世代のメディア利用が彼らのライフステージの変化に伴い新聞・NHKテレビ中心へと移行するのか、そのままにとどまるかによって、新聞の発行部数は大きな影響を受けるであ

ろう。
新聞に対する信頼
 本調査では報道媒体の信頼度を対象者に百点満点で採点してもらっている。新聞を読む時間が年齢や家族構成に依存していることは前節で確認したが、新聞に対する信頼度も、年齢とともに上昇する傾向がある(図3)。ただ、詳しく見ていくと、新聞に対する信頼度は年齢による差よりも閲

図5 報道媒体の信頼度

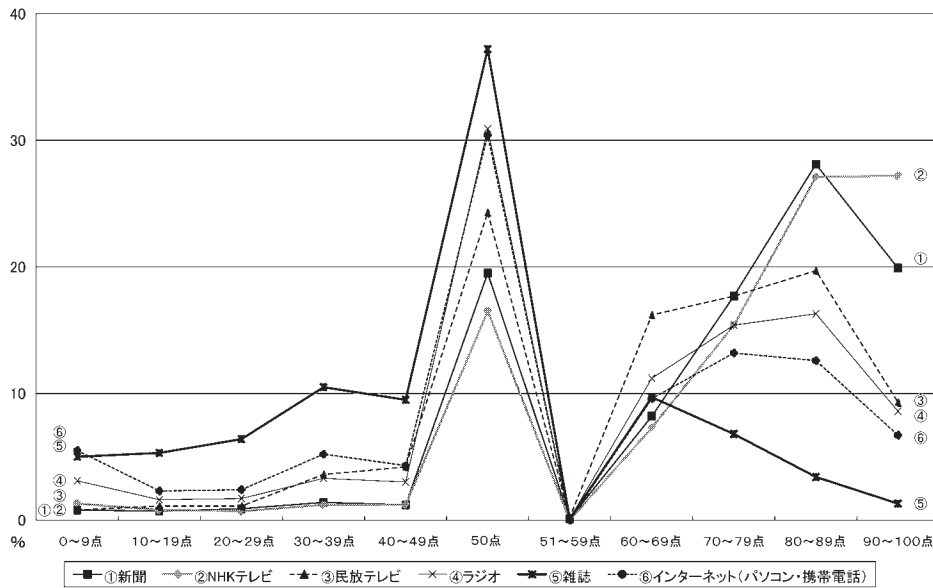
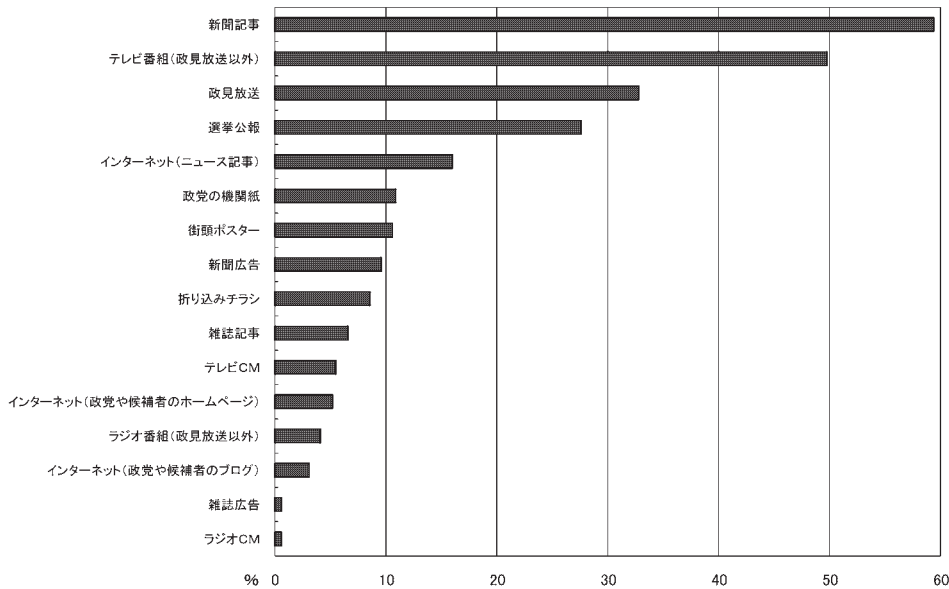


図6 選挙の時に参考にする情報



読時間による差が大きい(図4)。特に、信頼度得点の真ん中に位置する50点で山が高く、かつ、山の高さに読読時間による大きな開きがあることを考えると、新聞を読まない人は、信頼していないから読まないのではなく、読まないから良しあしの判断ができず、中間的な得点を付けていると

思われる。一方、報道媒体ごとの信頼度得点を見ると、NHKテレビと新聞の信頼度は他の報道媒体と比べて格段に高い(図5)。特に少しでも不信の方に振れる49点以下の割合を計算すると、新聞は5・0%、NHKテレビは5・2%であるが、インタ

ーネットは19・7%、雑誌は36・7%と大きな差が付く。また、メディアについて対象者の考え・印象を聞いた設問(複数選択)を利用して検討すると、新聞は、情報の分かりやすさという点ではNHKテレビ、民放テレビに譲るものの、「(ウ)情報の量が多い」(48%)、「(エ)情報が役に立つ」(54・8%)、「(カ)情報源として欠かせない」(57・8%)では、六種類のメディアの中で一位となる。面白くて分かりやすいというわけにはいかないが、質と量ともに重要な情報が得られる媒体として新聞が読者から信頼されていることがうかがえる。

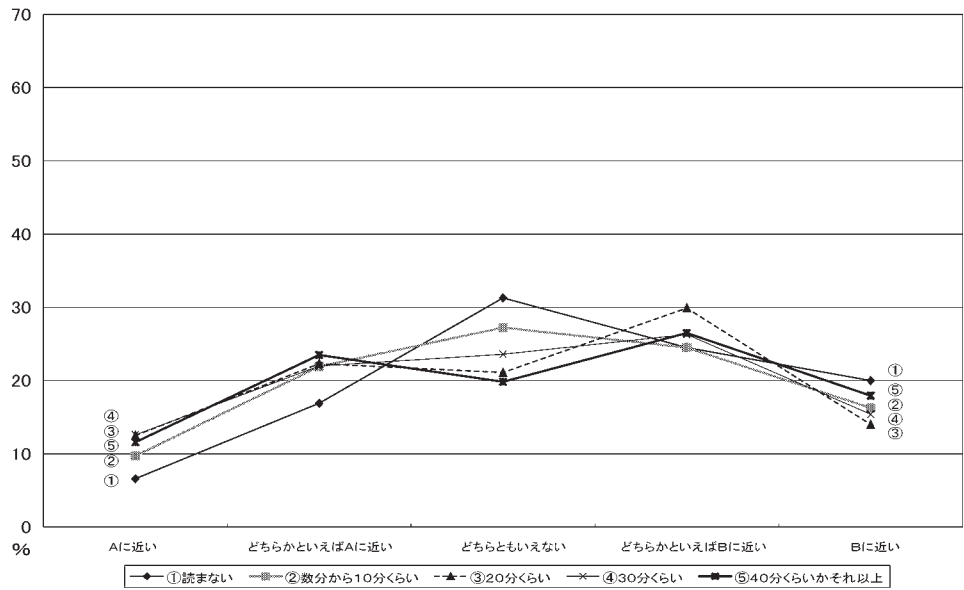
特に、新聞の情報源としての重要性が如実に表れるのが選挙に関する報道である。本調査では選挙時の情報源について尋ねているが(複数選択)、その結果を図6に示している。インターネット(ニュース記事)を参照する人は16%にすぎないが、新聞記事は59・4%の人が参照しており、テレビ番組の49・8%と比べても10%近く高い。選挙関連の情報源としては、新聞が最も重要な役割を果たしている。

選挙報道についての意見

本調査では選挙に対する報道についてはさらに詳しく質問をしている。選挙の予測報道については、A「新聞報道として当然だ」という意見とB「報道機関として問題だ」という二つの意見のうち、近い方について選んでもらっている。新聞読読時間ごとにグラフにしたのが、図7であるが、

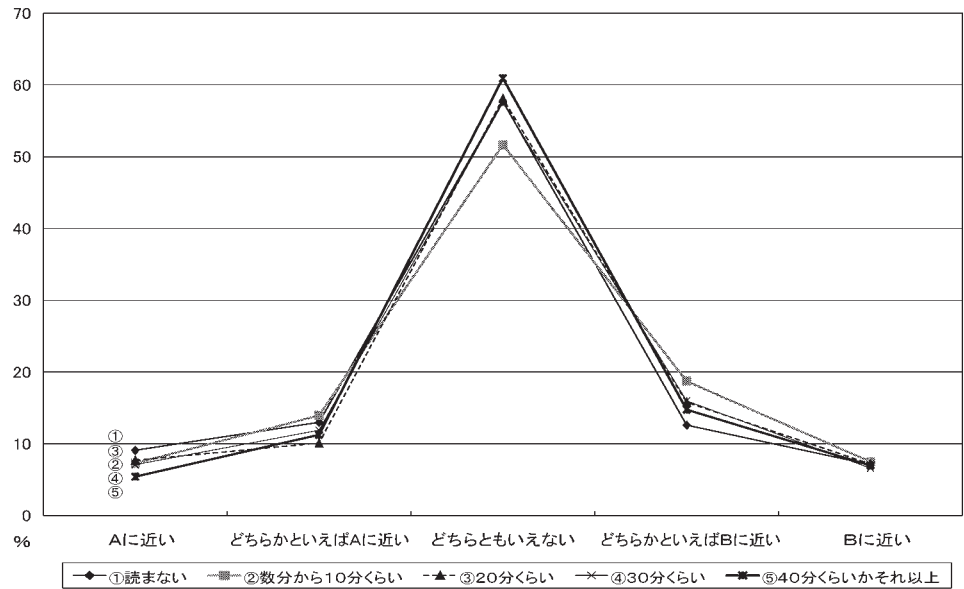
「どち
らか
近い
方
を
選
ぶ
割
合
が
増
加
す
る
。 読
読
時
間
に
よ
る
差
は
明
瞭
で
は
な
い
が
、「
A
に
(
B
に
)
近
い
」
と
「
ど
ち
ら
か
と
言
え
ば
A
に
(
B
に
)
近
い
」
を
合
算

図7 新聞が選挙前に当落予測を報道することについての意見



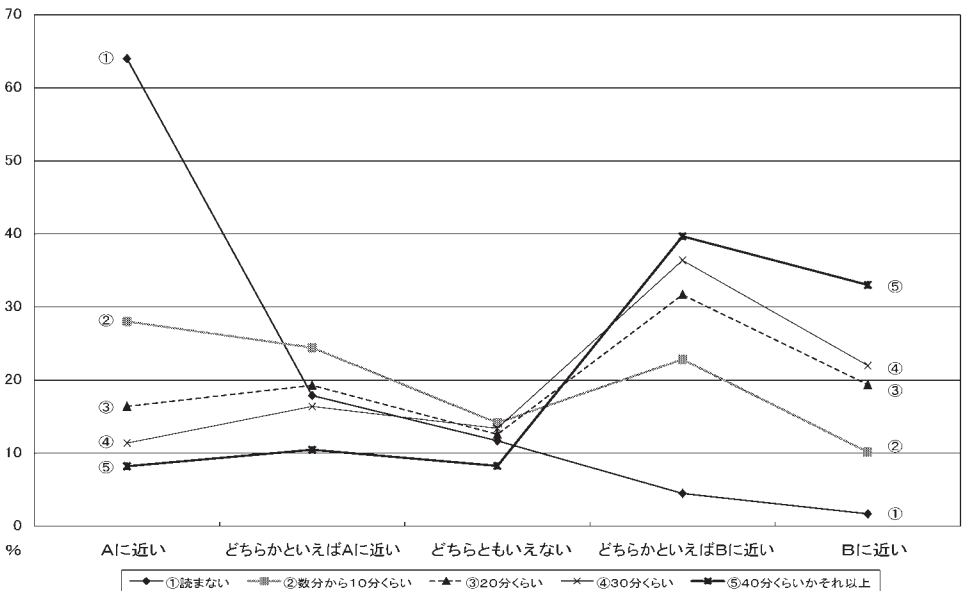
「
ど
ち
ら
か
と
言
え
ば
A
に
(
B
に
)
近
い
」
を
合
算
し
て
は
、
読
読
時
間
の
長
い
人
に
多
い
。 一
方
、
予
測
報
道
が
持
つ
ア
ナ
ウ
ン
ス
メ
ン
ト
効
果
に
つ
い
て
は
、
読
読
時
間
別
に
見
て
も
基
本
的
に
違
い
は
な
い
(
図
8
)
。 A
が
「
や
や
優
勢
だ
と
報
道
さ
れ
た
候
補

図8 優勢または劣勢と予測された候補者への投票意向



者
に
投
票
し
た
い
、
B
が
「
や
や
劣
勢
だ
と
報
道
さ
れ
た
候
補
者
に
投
票
し
た
い
」
で
あ
る
が
、
新
聞
を
よ
く
読
む
か
ら
影
響
を
受
け
や
す
い
と
い
う
こ
と
は
な
い
。 読
読
時
間
に
か
か
わ
ら
ず
分
布
は
左
右
対
称
を
し
て
い
る
。 A
「
勝
ち
馬
効
果
」
も
B
「
判
官
び
い
き
」
も
似
た
よ
う
な

図9 選挙結果の報道についての意見



割合で存在するので、全体的には両者が打ち消し合うと考えていいであろう。ただし、個別選挙区においても常に「勝ち馬効果」と「判官びいき」が打ち消し合うかについては、慎重に考える必要がある。

最後に、有権者がどのように選挙後のニュースに接しているのかを見よう。選挙結果を読む媒体について尋ねた設問では、Aが「選挙結果の報道は、テレビやインターネット等で早く分かるので、新聞はあまり読まない」で、Bが「選挙結果の報道は、テレビやインターネット等で早く分かるのも、新聞でじっくり読まない」と気がすまない」となっている。

それを閲読時間別にグラフにしたのが図9である。普段新聞を読まない人は「Aに（Bに）近い」と「どちらかといえばAに（Bに）近い」を合算すると、81・9%が「新聞はあまり読まない」のに対し、新聞を四十分以上読む人だと72・7%が「新聞でじっくり読まない」と気がすまない」を選んでいく。グラフの形状で見ると、閲読時間が「十分くらい」かそれ以下の人と、「二十分くらいか」それ以上の人との間に、政治ニュースの求め方・受容に差があるように思われる。新聞を読まない人、あるいは読んでも十分程度までの人は少なくとも政治・選挙のニュースについては速報性を求め、掘り下げた分析や詳しい情報を求めている。

一方、閲読時間の長い人は、詳細な情報や掘り

下げた報道を求めるが故に、「新聞でじっくりと読まない」と気がすまない」のである。

おわりに

新聞は決して面白く分かりやすいわけではないが、人々は政治、とりわけ選挙について知るために必須の媒体として、新聞を重視している。また、政治的関心が年齢とともに上昇することはよく知られているが、人々は年齢・ライフステージに従って「新聞を読む習慣」も獲得する。人々は政治的関心を満たすために新聞を読むと同時に、習慣的に読むことを通じて、新聞に対する信頼感を高めていると思われる。

ただし、新聞に対する信頼感は前提として「新聞を読む習慣」の獲得に依存している。十歳代からインターネットの存在を前提として育った世代は、それ以前の世代と異なり、「新聞を読む習慣」を獲得する割合が低い可能性がある。「朝刊も夕刊も読まない」と答えた人に、複数選択でその理由を尋ねているが、「テレビやインターネットなど他の情報で十分だから」という割合が最多で65・2%となる。その一方、「新聞を読む習慣がないから」という人は24・7%にすぎない。習慣よりは他の媒体との競合が重要のようにも見える。ただし、テレビやインターネットで十分とする人の割合は年齢ごとの差がほとんど無く、新聞を読まない人だけに限って言えば二十歳代で69・1%、三十歳代で69・4%、四十歳代でも69・4%、五十歳代で68・6%、六十歳代で59・0%

と年代ごとの差は小さい。

その一方、「新聞を読む習慣がない」人は、同じく新聞を読まない人に限ると二十歳代で37・5%、三十歳代で21・1%、四十歳代で20・8%、五十歳代で11・8%、六十歳代で7・7%と年代ごとの差が明確である。年代ごとに閲読率・閲読時間に差があることは冒頭に確認したが、その年代ごとの差ときれいに連動して見える理由は「新聞を読む習慣がない」である。若年層は新聞を忌避しているわけではなく、慣れ親しむ機会を持たずにいるのである。

新聞が政治報道に果たす役割を考えるならば、「新聞を読む習慣」を持つ人々が幅広く存在することは、代議制民主政治が健全に機能するためには必須の基礎的条件とも言える。時代の変化に伴う報道媒体利用パターンの変化を探る「メディアに関する世論調査」を継続することは、民主政治と報道との関係を考える上で大変重要であろう。

調査の概要

- ①調査地域Ⅱ全国、②調査対象Ⅱ18歳以上男女個人（5千人）、③サンプリング法Ⅱ住民基本台帳からの層化二段無作為抽出法、④回収サンプルの構成Ⅱ回収数3490、性別男性47・6%、女性52・4%、⑤調査方法Ⅱ専門調査員による訪問留置法、⑥実査時期Ⅱ2009年9月、調査委託機関Ⅱ（社）中央調査社



欧州オンライン新聞の有料化加速

独シユプリンガーがシステム稼働

二〇〇九年に見る欧州新聞界の主要な変動は、これまで無料が当然であったオンライン新聞を有料化する動きであったが、「ヨーロッパ・ジャーナリズム・センター」が発行するニュースレター「EJCメディアニュース」によると、一〇年になつてさらに多くの新聞が、ニュースを有料で提供する新聞社が集まる「ペイド・コンテンツ・クラブ」に参入するようになってきたという。

その一つは、ドイツ最大の新聞グループ「アクセル・シユプリンガー」(以下、「シユプリンガー」)の動きである。「シユプリンガー」は〇九年十二月、傘下のヨーロッパ最大の大衆紙『ビルト』と代表的高級紙『ウェルト』二紙の報道内容を、代表的スマートフォン「アイフォーン」を利用して有料で提供するシステムの運用を開始した。この試みは成功を収め、新たなオンラインメディアの有料システムなどを提供する「クリックアンドバイ」社は、これらの情報の配信サイト「アップストア」を経由してニュースメディアのニュースにアクセスする件数が、ドイツでは現在『ビルト』が第一位、『ウェルト』は第九位になつてゐる、と述べている。

この後一〇年に入つてから、二月にフランスの『フィガロ』が、オンライン版のニュースを無料の第一レベルと有料の第二、第三レベルに分けて提供する、詳細な計画を発表した。

この三段階のレベルは「コネクト」「セレクト」「ビジネス」に分けられる。無料で提供される第一レベルの「コネクト」は、電子メールの形で提供される総合、文化、金融分野のニュースを自由に閲覧することができる。読者はさらに、記事の内容について意見を述べ、自分の個人的なフロントページを作ることができる。

第二レベルの「セレクト」では、第一レベルで提供される記事にはすべて自由にアクセスすることができ、より深く掘り下げた深層ニュースと、政治、文化、国際分野の特別報道にアクセスすることができる。また、フランス語に訳した『ニューヨーク・タイムズ』の記事、午前三時から提供されるデジタル版の紙面、過去にさかのぼれるアーカイブの記事を一カ月に三十件まで活用できる。それに、共通の関心を持った購読者たちがつくつてゐる他のネットワークへのアクセスが可能である。その上、自分が書いた記事を紙上で公表することができる。個々のニュースについて『フィガロ』のジャーナリストに直接質問することもできる。これらを合わせた総料金が月に八^円で、最初の一カ月は無料である。

第三レベルの「ビジネス」は、第一、第二レベルで享受できる権利をすべて行使できるほかに、

「セレクト」レベルで月に三十件であったアーカイブの記事を九十件まで利用することができる。さらに、朝と午後の経済分野のニュースレター、ビジネスと経営分野のニュース、レストランの案内サービス、旅行の予約サービスについても利用することができる。これらの権利の合計料金は月に十五^円である。

『フィガロ』のライバル『ルモンド』の方は、ウェブ版で既に月当たり六^円の有料購読を提供している。その内容にはニュースレター、重要ニュースの警報メール、特別報道のほか、個人用紙面の作成などが含まれている。

この後また「シユプリンガー」が、『フィガロ』の後を追つて傘下の有力新聞『ペルリナー・モルゲンポスト』と『ハンブルガー・アーベントブラット』二紙のウェブ版を無料から有料に転換させた。『モルゲンポスト』の方は、月に四・九五^円ですべての記事にアクセスできる。『アーベントブラット』の方は無料と特別料金の二本立てで、全国ニュースは無料だが、特別にハンブルク地域のみに向けた情報は月に七・九五^円の高い料金に設定されている。さらにイギリス『タイムズ』のウェブ版『タイムズ・オンライン』も近く、有料制に移行する計画である。

ここに、一時はすっかり課金の根拠を見失つた新聞界が、有料システムの復権、浸透を図る意志的な動きの一環を見ることができよう。

(広瀬 英彦 東洋大学名誉教授)

どうなる「ウォール街包囲網」

ボルカー・ルールは掛け声倒れか

高橋 勝洋

(時事通信社ニューヨーク総局)

米証券大手リーマン・ブラザーズの経営破綻(破綻)をきっかけに深刻化した金融危機は、一応過ぎ去った。二〇〇九年三月に底打ちした米株価の急回復が象徴するように、一時は崩壊の瀬戸際に立たされた金融システムは安定に向かい、米大手金融機関は収益力を回復しつつある。

一部国有化の憂き目に遭っているシティグループを除き、金融大手各社は〇八年十月に一斉注入された公的資金を〇九年末までに完済。〇九年通期で過去最高益を記録したゴールドマン・サックスや、米銀大手JPMオルガン・チエースを筆頭に、反転攻勢への態勢を整えたと言える。

ただ、血税投入と超低金利政策など手厚い危機対応策で息を吹き返し、巨利と高額報酬を謳歌(謳歌)する米金融界に対して国民の不満は根強い。そこでオバマ政権は、危機再発阻止の意味を込めて、商業銀行のリスク投資禁止をはじめとする大胆な規制強化策を打ち出し、「ウォール街包囲網」の構築に乗り出した。

ところが、規制の詳細は、政府方針の発表から二カ月近くたった今も明らかにっていない。金融界が強烈なロビー活動で抵抗しているとみられ

ているが、提案がなければ議会審議にも入れないため、掛け声倒れに陥る可能性も出てきた。

体力差鮮明の米銀決算

一月二十日、米銀上位四行の〇九年十〜十二月期決算が出そろった。JPMオルガンが3四半期連続の前年同期比増益を記録。期中に公的資金二百五十億ドル(約二兆二千五百億円)を完済したウェルズ・ファアゴも、同業ワコビアの買収効果で4四半期連続黒字を確保し、〇九年通期の純利益が前年比四・六倍で過去最高額を更新するなど、収益力の強さを見せ付けた。

これに対し、バンク・オブ・アメリカ(バンクメ)とシティグループは、年末に断行した公的資金返済に絡む費用が重荷となり、それぞれ五十一億九千六百万ドル(約四千七百億円)、七十五億七千九百万ドル(約六千八百億円)の巨額赤字を計上した。このため、「体力が戻っていないのに無理をした」(米銀アナリスト)と厳しい評価を下されている。

バンクメとシティ両社に対して注入された公的資金は各四百五十億ドル(約四兆五百億円)。注入の見返りに両社は自社優先株を米財務省に発行

し、昨年末までに、バンクメは全額、シティは二百億ドル分の優先株を買い戻した。

シティは残る公的資金二百五十億ドルが未返済だが、米財務省は同額分のシティ優先株を普通株に転換し、発行済み株式の約三分の一を握る大株主になっている。米政府は一〇年末までに全株を市中売却することになっているが、シティの株価低迷で国民負担が発生する恐れがあり、手続きは遅れている。

高止まりする不良債権

明暗を分けた米銀決算だが、実は各行とも共通の「爆弾」を抱えている。景気回復の遅れと高失業率を反映して、個人や中小企業向け融資やクレジットカードローンの焦げ付きが膨らんでいるのだ。財務体質が比較的強固なJPMオルガンでさえ、不良債権額は前年同期比二倍の百七十五億六千四百万ドル(約一兆五千八百億円)に上る。

JPMオルガンの総融資額は〇八年末比で15%も縮小したが、不良債権額は高止まりしている。融資基準の厳格化でリスク資産を減らす「貸し渋り」にもかかわらず、融資が不良債権化する流れに歯止めが掛かっていない。

この傾向は、体力が劣るバンクメとシティで一層顕著だ。バンクメは総融資額を〇八年末比で3・4%しか圧縮できなかった一方、不良債権は〇九年九月末比で5・1%増の三百三十五億四千二百万ドル(約三兆円)に拡大した。JPMオルガンの二倍近い規模で、リスク管理能力の差を露呈し

ている。

シティも不良債権額が三百二十一億八千四百百万ドル(約二兆九千億円)と高水準だ。総融資額に占める不良債権比率は5・44%に達し、JPモルガンの2・77%、ウェルズの3・12%、バンクアムの3・75%を大きく上回った。

将来損失に備えた貸倒引当金の積み増し額は、ウェルズが前期(七〇九月期)比3・2%減と小幅減少にとどまったが、JPモルガン、バンクアム、シティの三行はいずれも同10%以上も減らした。これは、不良債権処理の準備に一定のめどを付けたことを表している。

しかし、「米景気の本格的な回復が始まると見込まれる一〇年後半まで不良債権は増え続ける」(邦銀エコノミスト)との予想が大勢。与信費用を大きく圧縮できる可能性は小さいようだ。

株価低迷で苦戦

銀行が不良債権の呪縛じゆばくに苦しんでいる一方で、ゴールドマンやモルガン・スタンレーの投資銀行二社の悩みは金融市場の安定化だ。〇九年三月から持ち直した米株価は、同年末にかけての利益確定時期を迎えていったん頭打ちとなった。このため、両社とも証券会社の本分である自己勘定取引の収入が前期比で減少した。

その後、優良株で構成するダウ工業株30種平均は、一〇年二月に一時一万ドルの万台を割り込んだ後、持ち直しているが、一万一千ドルを突破できずに伸び悩む気配を見せている。

ギリシャをはじめ、スペインやポルトガルなど

南欧諸国の財政悪化を嫌気して、リスク投資は委縮気味だ。金融システム危機は遠ざかったが、少なくとも極端な相場変動はなくなった。投資銀行は、復活の兆しを見せ始めた企業の合併・買収(M&A)案件が頼みの綱になりつつある。

しかし、ゴールドマンですら、破綻の恐怖におびえた〇八年十月に比べれば、一年半足らずで事態は劇的に改善した。金融安定化法に基づく公的資金注入だけでなく、公定歩合貸し出しをはじめとする流動性供給、連邦準備制度理事会(FRB)が〇八年十二月から導入した実質ゼロ金利政策による利ざや拡大など、あらゆる政策動員が奏功した。

米財務省やFRBは〇九年二月から、総資産一千億ドル(約九兆円)を超える大手金融機関十九社を対象に特別検査(ストレステスト)を実施。同年五月に結果が公表され、バンクアムなど十社が将来損失に耐え得る資本が不足していると指摘され、総額七百四十六億ドル(約六兆七千億円)の資本増強を迫られた。

だが、金融監督当局から「巨大金融機関」のお墨付きを与えられたことは、「金融システム維持のためにつぶせない金融機関」であることの証明でもあった。資本不足を指摘された金融大手の増資と社債発行ラッシュに投資家が群がったのは必然。六月までの一カ月間に、総額八百億ドル(約七兆二千億円)の増資を市場はこなした。

金融健全化、日米にスピード格差

その過程で、金融機関自身の株式・債券発行の引き受け業務は活発化し、株価の一段高を促す起爆剤となった。ゴールドマンが自己勘定取引で大幅増収を確保できたのは、まだ脆弱ぜいじやくさの残る金融界にあって、相対的に最も信用できる証券会社に資金が集まったからだ。

金融機関の復活は、会計面からも支えられた。米国財務会計基準審議会(FASB)は昨年四月、時価会計基準を緩和。金融機関は保有する不良資産について、すぐに評価損を計上する必要がなくなった。「金融システム崩壊を避けるため、国家ぐるみの粉飾決算を可能にした」(証券デイトラー)とのやゆも聞かれる。

これだけのバックアップ体制で臨んだウォール街再生は見事成功した。「リーマン・ショック」からわずか九カ月後の〇九年六月には、ゴールドマンやJPモルガン、モルガン・スタンレー、UBSバンコープなど大手金融機関十社が公的資金を完済し、政府管理を卒業した。

一九九〇年代後半に起きた日本の金融危機では、その後深刻化した不良債権問題が金融機関の体力を奪い、三菱UFJフィナンシャル・グループなど、現在の三メガバンクすべてが公的資金を返し終えるまでに八年かかった。金融健全化に至る日米のスピードの差はあまりに大きい。

米国でも、金融機関の財務改善のため、不良資産売却制度の整備などが並行して進められたが、

金融機関の体力回復に伴って話は事実上立ち消えになった。危機対応策はすべてが有機的につながっていたわけではなく、「複数の政策が矛盾していても効果が出るまで打ち続ける」(米エコノミスト)という米国流で難局を乗り切り、金融健全化を大きく前進させた。

尾を引き続けた高額ボーナス問題

大手金融機関は、公的支援を追い風に体力を取り戻すと、再び「リーマン前」の世界へと走りだした。しかし、政府・FRBは手綱を締めることを忘れていなかった。バーナンキFRB議長は○九年三月、民放テレビのドキュメンタリー番組に異例の出演を果たし、次のように話している。

「私はウォール街の再生に取り組んでいるが、その理由は、ウォール街で何かが起きればメーンストリート(一般市民の生活)に大きな影響を及ぼしてしまうからだ」。金融機関救済に主眼を置いたものでないことを世論に強く訴えたのだ。

それに先立ち、就任直後のオバマ米大統領もウォール街攻撃ののろしを上げていた。

ニューヨーク州は○九年一月、同州に本社を置く証券会社が、○八年分賞与として総額百八十四億^{ドル}(約一兆六千六百億円)を支給するとの集計を発表した。前年比では44%の大幅減額だが、一人当たり平均支給額は十一万二千^{ドル}(約一千万円)に上ることが判明した。

株価暴落とリセッション(景気後退)で財産も

職も失う米国民が決して少なくない中、ウォール街の従業員らに支払われる高額報酬のニュースは、世論の反感を買うのに十分だった。オバマ大統領は集計発表の翌日、ホワイトハウスで記者団に対し、「無責任の極みであり、非常識だ」と激しい言葉で金融界を非難した。

その後も報酬問題は尾を引き続ける。証券大手メリルリンチの救済買収を機に巨額損失を計上し、公的資金の追加注入に追い込まれた米銀大手バンクアメリカが、メリル幹部らに事実上の報酬支払い保証をしていた事実が発覚した。

さらに、総額千八百億^{ドル}(約十六兆二千億円)の公的支援枠を用意された米保険大手アメリカン・インターナショナル・グループ(AIG)でも、莫大^{ばく}な損失を出したデリバティブ(金融派生商品)取引部門の従業員に対する特別賞与支給が明らかになった。米議会下院は賞与の90%納税を義務付ける法案を可決するなど世論はヒステリックに反応した。

しかしウォール街は、自らに対して再三発信されていた「危険信号」の深刻度を理解していなかった。「優秀な人材を欧州金融機関に引き抜かれてしまう」(債券ディーラー)という論陣を張り続け、公的資金を返済すれば米政府による報酬監視対象から外れるというルールにのっとって、経営介入から抜け出そうと躍起になっていた。

大統領演説でゴールドマン決算を一蹴

金融界が思い描いていた完全復活へのシナリオ

は一〇年の年明け早々に修正を迫られた。一月十四日、米政府は突然、総資産五百億^{ドル}(約四兆五千億円)以上の大手金融機関約五十社に対し、資産規模に応じて課金する「金融危機責任税」の導入を目指すを発表したのだ。

責任税徴収の目的は明快だ。銀行や自動車メーカーへの公的資金注入で生じる損失を、業績が上向いた金融機関に穴埋めさせる。必要額は発表時点で千七百七十億^{ドル}(約十兆五千三百億円)。それを回収するまで、最低でも十年以上、徴税を続ける方針を示した。

逆風を敏感に感じ取っていたのはゴールドマンだ。責任税導入発表から一週間後の一月二十一日に公表した○九年十月十二月期決算で、従業員の報酬引当金を減額した。だが、世論に配慮した異例の措置にもかかわらず、会計処理上は経費を圧縮したことによるため、皮肉にも同社は年間と四半期ベースともに最高益を達成。世間の嫉妬の火に油を注ぐ結果になった。

実際、そんな小手先の数字合わせは一蹴^{いっしょ}されてしまう。決算発表から数時間後、オバマ米大統領は、ポール・ボルカー元FRB議長らを従えて演説。「ボルカー・ルール」と名付けた規制強化案を発表し、ウォール街に追い打ちを掛けた。

規制案は商業銀行によるリスク投資を原則禁ずるとともに、大手金融機関の事業規模を制限することが柱。そのまま導入されれば、金融大手の解体にもつながるだけに、演説中に金融株が急落す

るなど、マーケットは大きく動揺した。

ボルカー氏は、金融危機以前から、単純な金融自由化に警鐘を鳴らしてきた。銀行が顧客から集めた預金は、預金保険法で保護されている。その資金をヘッジファンドやプライベート・エクイティ・ファンドなどへのハイリスク投資に回すのは間違っている、という考え方がその根底にある。

また米国では、銀行の預金量に市場シェア10%という上限が定められている。これを預金以外の負債項目にも当てはめることで、金融機関の巨大大化を不可能にする。経営破綻すると金融システム全体に影響が波及するような「Too Big To Fail」(大き過ぎてつぶせない)の金融機関をつくらず、経営不振に陥れば市場から退場させる道筋を付けるのが狙いだ。

「大衆迎合主義」との政権批判も

ボルカー氏は〇八年の米大統領選で、オバマ陣営の経済政策ブレインだった。翌年一月の政権発足時には、大統領直属の経済回復諮問会議議長に就任。金融危機を引き起こしたウォール街への批判を強めるオバマ大統領の言動に従えば、ボルカー氏の主張が政策に反映されるのは時間の問題だったと言える。

だが、大統領が主要メディアを呼んで会見し、株売り懸念が強まる中で新提案を打ち出した裏には、切実な事情があった。

任期一年目の大統領は、七千八百七十二億ドル

(約七十兆八千五百億円)に上る過去最大規模の景気対策で財政赤字を過去最大に膨張させた。さらに、選挙戦で最重要課題に掲げた医療保険制度改革は議会の強い抵抗に遭い、米軍三万人増派を決めたアフガニスタン戦略も進んでいない。加えて、米失業率は一時10%台に上昇。大統領支持率は就任直後の七割から低下し、五割を割り込んでいる。

今秋に中間選挙を控える与党民主党の連邦議員も大統領の影響力後退に焦りを募らせている。その深刻さを浮き彫りにしたのは、民主党の重鎮だったエドワード・ケネディ上院議員(マサチューセッツ州選出)の死去に伴う補欠選挙で、共和党候補に議席を奪われたことだ。

この敗北で、民主党は上院の安定多数を失った。共和党が法案通過を阻止するため徹底抗戦することが可能になり、ホワイトハウスの政策実現能力は低下した。ボルカー・ルールが発表されたのは、補選敗退の翌々日。民心引き留め策の色彩が強いことは明白で、メディアも「大衆迎合主義だ」(『ニューヨーク・タイムズ』紙)と手厳し

い。金融界も黙ってはいない。全米の主要金融機関で構成する業界団体の金融サービスマン卓会議は、貸し渋りや雇用削減につながるとして、ボルカー・ルール導入を断固阻止する構えだ。

商業銀行でも、顧客サービスマンの一環としてリスク投資を請け負っている実情があり、一部の米エ

コノミストからは「新規制案は時代に逆行している。ニーズの多様化に対応できない」との懸念も聞かれる。

これに対し米政府は、ボルカー・ルールは銀行と証券業務の分離を定めたグラス・ステイイーガル法の復活ではなく、過剰なリスク投資を制限することが狙いであると説明している。しかし、三月三日に公表した法案要旨では、ルールの細則を示すことができなかった。

その理由は、金融界による強力なロビー活動にある。金融規制強化法案は昨年末に下院を通過したため、大統領提案を盛り込んだ案は上院で初めて審議される。しかし、ボルカー・ルールの是非については議論されていないのが実態だ。ウォール街は議会をうまく誘導しつつある。

議会側もFRBの金融監督機能強化や消費者金融保護庁設置など、有権者にアピールしやすい政策の実現に傾きつつある。「ボルカー・ルールは法案作成段階で骨抜きになる可能性が否定できない」(証券アナリスト)との指摘も出てきた。

危機脱却では共同歩調を取った米政府と金融界は、ボルカー・ルールの発表で一気に緊張状態になった。しかし、派手な打ち上げ方にもかかわらず、事態はこう着したままである。

表面上の沈黙は、ウォール街に対する強権構築に向けた生みの苦しみの苦しみなのか、それとも自然消滅の予兆なのか。規制強化をめぐる議論の行方は視界不良だ。

国境を越える義務や責任

TVジャーナリズムに新たな動き⑥完

鈴木 弘 貴

(十文字学園女子大学准教授)

これまで五回にわたり、TVジャーナリズムの新たな動きである「グローバルジャーナリズム」について、一回目の総論以降、主要な放送局別に紹介してきたが、最終回となる今回は、近年の動き、トレンドをまとめて分析するとともに、現状での「グローバルジャーナリズム」の問題点を整理して指摘してみたい。

進む放送のグローバル化

まずはトレンド・方向性を整理してみよう。第一回で論じたように、ジャーナリズムのグローバル化には①取材②ニュースの選択・解釈③伝達——という三つの位相があるが、放送ジャーナリズムのグローバル化を見ていく場合、この中で最も容易に観察できるのが、③の伝達すなわち放送のグローバル化である。

表1に、CNNインターナショナル以降、主立った衛星放送ニュース局を放送開始年順に整理してみた(英語によるニュース放送局を中心にまとめたが、すべてを網羅しているわけではないことに留意されたい。衛星放送局は現在、一千局以上あるといわれている)。

まずここで注目すべきは「受信可能地域」であ

る。現在では、ほとんどの局が、全世界に電波を届けていることが分かる。衛星放送は、宇宙空間からの放送であるから、本質的に一国のみでとどまるものではなく、トランスナショナルな性質を持つ。

しかし、一つの衛星を利用しただけの放送では、世界全域に電波を届けることはできない。世界全域に届けるには、赤道上空の地球を取り巻く軌道にずらりと並んでいる衛星の幾つかと契約し、電波をリレーする必要がある。衛星放送が始まったアナログ波時代は、これには莫大な費用がかかったためグローバルに放送できる放送局はごく一部であったが、デジタル化で一つの衛星が取り扱える放送の数が飛躍的に増大し、それに伴いコストが大幅に低減したことで、放送のグローバル化が比較的容易になってきたのである。

英語化と多言語化

この放送のグローバル化のトレンドに伴い、放送言語も事実上のグローバル言語である英語による放送が主流となってきた。第五回で紹介したアルジャジーラのほかに、フランスの公共放送が主体となって設立したFrance 24や、同

じくロシアのRussia Todayも、英語によるニュース専門局を相次いで開局した。両国とも自国以外の地域でも自国語(フランス語、ロシア語)を母語とする人々が少なくなく、そのためにこれまで英語のリング・フランカ化に警鐘を鳴らし続けてきただけに、両国による英語放送の開始は、もはやグローバルなオーディエンスに情報を届けるには英語抜きでは不可能になりつつある状況を如実に表している。

英語集中化の一方、英語をベースに多言語化の動きも見られる。母語にしている人口の多いスペイン語は、CNNIなどでも特別な放送を持っているし、この表には掲載していないが、Arirang TVのように多言語による字幕を提供している放送局も少なくない。

9・11事件以来の特徴としては、DW-TVや第四回で紹介したEuronewsなど、アラビア語を放送言語に加える放送局が目立つようになったことだ(Arirang TVもアラビア語字幕の提供を開始)。

こうした動きの背景には、①デジタル化によって技術的に複数言語を同時放送することが可能になった②英語によるニュース報道は競争が激化しており、多言語で放送することでオーディエンスの拡大を図る③アラビア語の場合は、中東における自国の認知度・好感度を上げ、ソフトパワーを高めたいという政治的な目的——などが指摘できよう。

表1 主な、インターナショナル・リージョナル・グローバルニュース放送局

放送局名	放送開始	本部所在国	主要放送言語	受信可能地域	編集方針
CNN International	1985	アメリカ	英語	ほぼ全世界	provides viewers with the latest global news
BBC World News	1987	イギリス	英語	ほぼ全世界	impartial, in-depth analysis of breaking news, from a global perspective
CNBC	1989	アメリカ	英語	ほぼ全世界	leader in business news
DW-TV	1992	ドイツ	独、英、西、アラビア語	ほぼ全世界	offers viewers around the world news and information from Germany, Europe and the world
Euronews	1993	フランス	英、仏、独、西、伊、葡、露、アラビア語	ほぼ全世界	covering world news from a European perspective.
Bloomberg Television	1994	アメリカ	英語	ほぼ全世界	only global 24-hour business and financial television service Bloomberg delivers information and analysis that professional and everyday investors rely on to make smart decisions.
Al-Jazeera	1996	カタール	アラビア語	ほぼ全世界	ひとつの視点と、その他の視点。アラブ社会へのバイアスのない情報提供
Arirang TV	1999	韓国	英語	ほぼ全世界	“Korea for the World, the World for Korea” Arirang, Korea's representative international broadcasting station, strives to enhance relationships with the global community by spreading the image of Korea through its TV and Radio programming.
Channel News Asia	2000	シンガポール	英語	アジア、オセアニア、中東	provides news and information on global developments with Asian perspectives.
CCTV9	2000	中国	英語	ほぼ全世界	CCTV International emphasizes a Chinese perspective while striving to give a more balanced picture of the world.
Russia Today	2005	ロシア	英語	ほぼ全世界	RT is here to show you how any story can be another story altogether. Our special projects are specifically tailored to accustom the international audience with the Russian perspective.
TeleSUR	2005	ベネズエラ	スペイン語	南北アメリカなど	南米のアルジャジーラ
France 24	2006	フランス	英語、フランス語	ヨーロッパ、北アメリカなど	Its mission is to cover international current events from a French perspective and to convey French values throughout the world.
Al-Jazeera English	2006	カタール	英語	ほぼ全世界	the English-language channel of reference for Middle Eastern events, balancing the current typical information flow by reporting from the developing world back to the West and from the southern to the northern hemisphere.
NHK World	2009	日本	英語	アジア、北米など	日本人の暮らしや文化、政治や社会の動き、科学や産業の実情、重要な国際問題についての日本の立場や主張などを正確・迅速に伝えます。

上記表は、ホームページや筆者による編集幹部へのインタビューなどから作成（2010年1月時点）

経済情報にウエート

紙幅の関係で詳細な内容分析の結果は割愛するが、筆者らによるこれまでの研究で、一部の例外（アルジャジーラ、CCTV9、Arirang TVなど）を除き、「グローバルジャーナリズム」では、経済・金融情報がニュース全体に占める割合が、一般地上波のニュース番組に比して多い傾向にあることが分かっている。ブルームバーグ、CNBCなどは経済中心の編集方針を鮮明にしているが、そのような方針を明示的には示していない放送局でも経済情報のウエートは重い。

これは、これら「グローバルジャーナリズム」のオーディエンスが、どの局も一様に国際的なビジネスにかかわっている人々を中心に占められているからである。

群雄割拠の戦国時代

次に、表2を見ていただきたい。これは、衛星を使ったニュース中心の代表的な放送局（ただし、NHK PremiumとTRT Türkはニュース以外の番組も多い）を、その編集方針などから分類してみたものである。一番上の行は、放送の性質に注目した分類項目で、「対外放送」とは外国に対することを意識して放送しているものであり、「トランスナショナル放送」とは、自国も含めた国家を意識しない空間に向かって放送しているものである。

二番目の行は放送対象者・空間に注目した分類項目で、「イントラナショナル」とは、同じ国

表2 主な衛星ニュース放送の分類モデル

性質	対外放送		トランスナショナル放送	
	イントラナショナル	インターナショナル	リージョナル	グローバル
対象	在在外同胞向け	自国対外 PR	地域代表	世界代表
目的	NHK World →09年より自国対外 PR 型へ	Russian Today	CNA	CNNI
	NHK Premium (日本語)	CCTV 9	Al-Jazeera	BBC-W
	TRT Türk (トルコ語)	ArirangTV	Euronews	Al-Jazeera English
	CCTV4 (中国語)	France24	Tele Sur	CNBC (business)
		DW-TV		Bloomberg Television (business)

民・民族を対象にした放送、「インターナショナル」とは、自国外の国家・国民を対象とした放送、「リージョナル」とは、グローバルに比して空間的に限定された地域をターゲットにする放送、「グローバル」とは地球大の空間をターゲットにした放送を指す。三行目は放送の目的に着目した分類項目である。

前述したように、これら異なるタイプの放送ジャーナリズムが、現在ではほぼすべて「放送のグローバル化」を達成しており、これら目的の異なる放送ジャーナリズムが、地球規模でオーディエンスの争奪合戦を繰り広げている。もちろん、一部オーディエンスが重複し共存できる部分もあるとは思いますが、今後、どのようなタイプの「グローバルジャーナリズム」が生き残っていくのかは注目に値しよう。

また、第二、第三回でそれぞれCNNIおよびBBCWNについて分析した際にも触れたが、この表における目的別分類で「世界代表」となっている放送局は、その編集方針はそうであっても、実態的には現状ではそれぞれの放送局が置かれたナショナルな立ち位置から逃れられてはいない。その意味では、現時点では真の意味でのグローバルな共通関心の在りかを探るには、こうしたタイプの異なるさまざまな「グローバルジャーナリズム」を見比べて、視聴者が主体的に判断していくしかない状態にあることもここで指摘しておきたい。

グローバルジャーナリズムの課題

最後に、第一回で理念的に議論した、真のグローバルジャーナリズムが実現するのに際し、立ちがだかっている幾つかの現実的な問題点を、取り上げてみたい。

まず指摘したいのは、放送の、つまり送り手のグローバル化はなされても、受け手側のナショナルな壁が厚く残っているという点である。例えば、放送の受信の可否はナショナルな権限であるため、国によっては受信を禁止されている放送局も少なくない（北朝鮮、中東のみならず、アメリカでもアルマナール・イスラム過激派放送局の国内での放送を禁止している）。つまり、電波はグローバルに届けることができても、オーディエンスはナショナルな壁に阻まれてグローバルに広がり切れていない部分があるのである。

さらに第一回でも触れたように、文化の異なる国々にまたがって共通の報道・映像を届けるグローバルジャーナリズムにとって、世界共通の放送コードがない現状では、時としてその報道内容や映像が激しい文化摩擦を引き起こすことがある。

例えば、一九九〇年代の後半に、グローバルな関心を集めたニュースとして、狂牛病に関するものがある。これは狂牛病に感染した牛肉の特定部位を食べると人間にも感染する可能性があるということで大問題となったわけであるが、このテーマをグローバルなニュース局がテレビニュースにする際に、食用の牛肉や、冷凍されつるし切

りにされた牛の映像が資料映像として使われた。

これはわれわれ日本人にとっては何の問題もない映像だが、牛を神聖な動物とするヒンズー教徒の多いインドでは、放送されることがあり得ない映像であったのは想像に難くないであろう。

こうした文化摩擦は、事件事故における死体映像の扱いという、ニュースでは避けられない事象にも及んでいる。9・11事件の際、燃え盛る世界貿易センタービルから逃げ場を失ったかなりの数の人々が死を覚悟で飛び降りたことは、今ではかなり知られていることである。しかし、事件発生当時、現場に駆け付けた放送ジャーナリズム（多くは欧米）の記者たちは当然これを目撃したわけであるが、これをニュース映像として取り扱わなかった。また、どのテロ現場からも死体を映像として流すことは皆無であったといわれている。

一方、スマトラ島での津波被害の報道では、浜辺に打ち上げられた数多くの遺体の映像がCNN IやBBCWNといった欧米の放送からも流された。

この扱いの違いは片や主な犠牲者が欧米人であり、もう一方はアジア人であったからではないかとの疑念が持ち上がった。この点はさらに、アルジャジーラがイスラエルでのテロの際にアラブ人の遺体を放映しても何の反応もなかった米英から、イラク戦争時に米英兵の死体映像を放映した途端に激しいクレームが付いたことも思い出されたい。こうした事例は現在のグローバルジ

ジャーナリズムを支えるメディアがほとんど欧米のものであり、そこに「われわれ」と「彼ら」を区別する二重基準があるとの問題点の指摘につながってくる。これは単なる死体をめぐるとの文化的な差異だけでなく、グローバルジャーナリズムをめぐるとのヘゲモニーの問題でもある。

最後に、トランスナショナルな責任の所在が明確でないため、ジャーナリズムとしての行動に限界がある点も指摘しておきたい。この例として、二〇〇四年に起きたスマトラ沖地震報道がある。地震発生直後からCNN IもBBCWNも報道を開始したが、両局とも大津波が発生する危険性があるとの情報を得ながらも、それを警告する報道をしなかった。

理由は報道によりトランスナショナルなパニックが起きた場合、責任が取れないからであった。つまり、トランスナショナルな報道は、トランスナショナルな影響を及ぼすが、それを監督するトランスナショナルな機関が存在しない（実際は本部所在地のナショナルな機関が監督している）ため、トランスナショナルな報道機関としての義務や責任が明確ではないのである。

これらの問題点からも明らかなように、要するにグローバルジャーナリズムの進展は、社会・文化のグローバル化とニワトリ・タマゴの関係にあるのであり、その意味で、今後のグローバルジャーナリズムの行方を注視していくことは、グローバル化そのものを考える一里塚になるであろう。

投稿動画の楽曲無断利用に高額賠償

マスメディア関連の裁判を見る (46)

(平成二〇年(ワ)第二一九〇二号)
著作権侵害差止等請求事件

佐藤 英雄

投稿動画をインターネットで配信して国内のオンラインサービス会社に、東京地裁(岡本岳裁判長)は平成二十一年十一月十三日、動画とともに流れる楽曲は無断利用に当たるとして、その使用禁止と八千九百九十三万円の損害賠償支払いを命じる判決を言い渡した。

被告が許諾した動画ファイルはない

訴えを起こしたのは、音楽著作物の著作権等管理事業者である(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)東京都渋谷区)。被告は動画投稿・共有サイトを運営するジャストオンライン(株)(旧商号パンドラTV)東京都中央区)と同社の代表取締役(同大田区)。

被告会社は平成十七年十一月十日、インターネット等の通信ネットワークを利用した映像コンテンツ配信事業等を目的として設立された。同サービスは、①ユーザーが最初に、自己のパソコンをインターネットを経由して被告サイトに

接続し、サイト上に指示された情報を入力して会員登録をし、サイトの指示に従って動画ファイルをアップロードする操作を行う。アップロードされる動画ファイルの容量と時間の制限はない。

②他のユーザーからのリクエストがあると、被告サーバーは記憶装置内から動画ファイルを取り出して当該ユーザーにストリーム送信をし、ユーザーはこの動画ファイルを自己のパソコンで受信し、視聴する仕組み。被告会社はバナーや検索連動型の広告で収入を得ていた。

③原告が管理する音楽著作物は平成二十年四月二十四日現在、被告会社のサイトにアップロードされている動画ファイルのうち、「音楽」のカテゴリでは89・87%に当たる七千五百六十九件、「アニメ」のカテゴリでは86・91%に当たる四千二百二十四件、「ムービー」のカテゴリでは60・08%に当たる千六百八十四件があった(弁論の全趣旨による)。

いずれの動画ファイルも、原告が被告会社また

はユーザーに対して被告サイトにアップロードすることにつき許諾を与えたものはない。

複製や公衆送信行為の該当は争わず

また、争いのない事実として、①音楽著作物を録画した動画をウィンドウズ・メディア・ビデオ・ファイルに変換して被告サーバーのハードディスクに置く行為は、著作物を録音、録画その他の方法により有形的に複製すること(著作権法二条一項一五号)に当たり、著作物の複製(同法二条)に該当する。

②被告サーバーの記録媒体に音楽著作物を録画した動画ファイルを置いて、ユーザーからの要求があり次第、そのファイルを送信してユーザーの視聴に供することができる状態にすることは、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に著作物の情報を記録する行為に当たり、著作物の送信可能化(著作権法二条一項九号の五イ)に該当し、また、ユーザーの要求に応じて上記動画ファイルを利用するユーザーのパソコンに送信することは著作物の自動公衆送信(同法二条一項九号の四)に該当する。

原告は、①被告サービスには既存の劇場用映画、テレビ番組、アニメ等の動画の全編を複製した極めて悪質な著作権侵害ファイルが大量にアップロードされている。

②動画ファイルを蔵置し、ユーザーに対して送

信するという被告サービスの本質的かつ最重要な役割を果たすサーバーは、名実ともに被告会社が独占的に管理支配しており、複製行為および公衆送信行為を管理支配しているのも被告会社である。

③個別の侵害ファイルを一つ一つ特定して通知しない限りは、一切削除には応じないという方針を取り、著作権侵害を防止しようとする真摯な気持ちは全くないなどと主張。

被告は、①本件サービスにより生じる著作権侵害の主体はユーザーである。

②ユーザーが何をアップロードし、何を削除するかについて被告会社に決定権がなく、動画の内容についても原則的に管理支配を及ぼしていない。

③当初、原告の削除要求は、投稿動画を特定していたので削除要求に直ちに応じることができたが、その後の削除要求は、原告が管理する著作物に一般的抽象的に言及して漫然と配信停止だけを求めるものであり、権利侵害投稿動画が特定されたものではなく、プロバイダー責任制限法に適合した措置ではない——などと反論した。

劇場用映画、放送番組、DVDなど

裁判所が認定した事実関係（要旨）によると、(一)被告のサービスは、個人単位の放送局とのコンセプトに基づき「放送局」を擬した「MYチャンネル」を割り当てられた登録会員が、動画フ

ァイルをこのチャンネル上にアップロードし、このチャンネル上でストリーミング形式で再生される動画を広く一般の第三者の視聴に供することを専らの目的とするものである。

(二) 会員登録に当たって入力及要求される特定事項は、eメールアドレス、パスワード、ニックネーム、生年月日や性別である。会員登録に当たって本名を特定する必要がない上、入力された内容の真偽を確認していない匿名による投稿が前提といふことができる。

(三) 本件サイトに送信された動画ファイルの分類は、「旅行」「思い出」「携帯ムービー」「暮らし」「動物」「鉄道」など。一般に自主制作された動画が多いと想定される分野が含まれる一方、「ムービー」「アニメ」「音楽」「ゲーム」など、一般ユーザーの自主制作動画のみで構成されているとは想定し難い分類や、「タレント」「韓流スター」のように放送物を複製することを当然の前提とした分類がある。

(四) アップロードするファイルの容量・時間には制限がない。アップロードされたうち、少なくとも約30%は上映が十分を超える動画であること、原告の管理著作物が複製されたことが確認できた二万六百十三件の動画ファイルについて見ても、九十分を超えるものが百件以上存在し、最長は映画の「グリーンマイル」で、その上映時間は約百八十八分に及んでいる。

また、既存の劇場用映画、テレビ番組、アニメ

の全編、中には国内で劇場公開中の映画の全編を複製した動画まである。さらに、前記管理著作物の動画ファイルのタイトル名を見ると、そのほとんどが放送番組、DVD、映画などのタイトル名と同一である。

被告が管理支配の主体で過失もある

裁判所の判決（要旨）は、

(一) 被告会社は動画ファイルが記録され、かつ公衆送信を行う機器である被告のサーバーを管理支配し、専用のソフトウェアをユーザーに配布し、自らの設定した方式にユーザーを従わせ、一定の動画ファイルの視聴を推奨し、また、一定の動画ファイル（アダルト動画）を削除するなどしてその内容にも関与している。かつ、被告会社の代表者である被告Aは自らも動画ファイルをアップロードし、これを公衆送信しているのであるから、被告らは本件サービスを管理支配しているといふことができる。

(二) 被告サービスは本来的に著作権を侵害する蓋然性の極めて高いサービスである。被告会社はこのサービスを管理支配している主体であつて、実際にも、被告サイトは原告の管理著作物の著作権の侵害を控えめに計算しても、侵害率は49・51%と約五割に達している。このような著作権侵害の蓋然性は被告会社において予想することができ、現実に認識しているにもかかわらず、被告会社は著作権を侵害する動画ファイルの回避措

置および削除措置についても何ら有効な手段を取らず、利益を得ていたということが出来る。そうすると、被告会社は著作権侵害行為を支配管理できる地位にありながら著作権侵害行為を誘引、招来、拡大させてこれにより利得を得る者であつて、侵害行為を直接に行う者と同視できるから、本件サイトにおける複製および公衆送信に係る著作権侵害の主体というべきである。従つて、被告会社に対する差し止め請求は理由がある。

(三) 被告会社は本件サービスを提供するに当たり、管理著作物について著作権侵害の結果が発生することが当然予想され、かつ、これを認識していたにもかかわらず、これを防止するための有効な措置を講じなかつたのであるから、少なくとも本件サイトにおける複製および公衆送信(送信可能化を含む。)に係る著作権侵害について過失がある——とした。

被告は控訴して争う構え

【後書き】 動画投稿・共有サイトはグーグルの「YouTube」のほか、「ニコニコ動画」(運営者、㈱ニワンゴ)、「アメーバビジョン」(運営者、㈱サイバーエージェント)、「eyeview」(運営者、ソニー㈱)、「Yahooビデオキャスト」(運営者、ヤフー㈱)などがある。

サービス当初は、著作権上のトラブルで混乱もあつたが、違法動画のアップロードに権利者側が削除要請をする日本版「ノータイス・アンド・テ

イクダウン」が少しずつ浸透し、落ち着いた。被告のジャストオンライン(株)は、劇場公開中であつた「崖の上のポニョ」の本編全編が本件サイトにアップロードされた際、東宝の削除要求に翌日応えたとしているが、これが一番早い対応で、裁判所は判決の中で「被告会社の削除措置は、著作権侵害の拡大防止のために十分な機能を果たしていたとは認め難い」とする判断だつた。

その最大の被害が商用の動画ファイルに利用されている音楽著作物だ。JASRACの管理楽曲の使用料相当額は、被告がサービス開始以来二年有余で、一億六百万円を下らないとしている。しかし、被告側は、「原告から投稿動画を特定して削除要請があつたのは最初だけで、後は管理著作物に一般的、抽象的に言及して、漫然と配信停止を求めらるるもので、プロバイダー責任制限法に基づき対処ができなかつた」と反論している。

被告側はこの判決後、自社のホームページで知財高裁への控訴を表明した。間接侵害が適法かどうかを争うとみられる。

法制化が難航する「カラオケの法理」

著作権法一二条一項の差し止め請求権は、侵害行為の主体者を対象に「侵害の停止又は予防を請求することができる」として、いわゆる「間接侵害」に対する直接の規定はない。しかし、通信カラオケリース業者を対象としたヒットワン事件で、「主体者に限られるものではなく補助行

為者も含まれる」とした大阪地裁判決(昭和十五年二月十三日)以降、JASRACの主張が通り、ウェブサイトのファイル交換サービス提供業者にも、この「カラオケの法理」が適用されている。

これを踏まえて、文化審議会著作権分科会は平成十四年度から、司法救済制度小委員会で法定化の検討を行った。しかし、同十九年の中間まとめについて国民から広く意見募集をしたところ、間接侵害に明確な規定を望むのは権利者団体が中心で、利用者団体や個人はほとんどが権利創設に反対した。このため、同二十一年一月の報告書では、「裁判例の分析等を深め、望ましい制度設計の在り方について引き続き検討する」ということで終わっている。

知的財産権諸法の間接侵害は特許法など工業財産権にあるが、著作権法にはない。保護対象に言語の著作物がある著作権法の場合、間接侵害は表現の自由に影響する恐れもなしとしないので避けて通りたいところ。また、法に定めがないまま処分が決まる「カラオケの法理」は、予見可能性に反するとして、一部の学者間に異論もある。

一方で、カラオケのように歌唱者の責任を問えない場合や、侵害者が多数、かつ匿名が常態であるインターネットの侵害には、有効な手段であることも変わりがない。議論は今後も続きそうである。

(朝日新聞社社友)



米ブロードバンド計画めぐり攻防

FCC、未利用電波の自主的返還迫る

米連邦通信委員会(FCC)は高速インターネットアクセス促進を目指した十年計画(ナショナル・ブロードバンド計画ⅡNBP)を策定、提案した。米国メディア技術を総動員した最重要課題として位置付けられたNBPは三月十六日、米連邦議会に提出されたが、首都ワシントンでは通信大手企業が利益誘導をめぐって激しいロビー活動を展開している。今回のNBPで注目されるのは放送事業者に対し未利用の電波を自主的に返還するように求めている点で、既に放送事業者側からは反発の声が上がっている。

FCCが提案したNBPには今後十年間に500^{メガヘルツ}の周波数帯を無線通信用に確保することが盛り込まれている。ジュリアス・ゲナコウスキーFCC委員長は「将来の無線通信のための競売計画」に基づき、現在電波周波数を割り当てられている事業者がこれを手放すことができるようになるとしている。委員長は周波数を手放すというのは、行政機関による強制的なニュアンスを伴うものではなく、あくまでも「自発的」なものであることを強調している(『PCワールド』オンライン、二月二十四日)。

ゲナコウスキー委員長は「(主要なテレビ市場では)九割に及ぶ圧倒的多数が、テレビ番組視聴をケーブルテレビ、または衛星放送システムに頼っている一方、依然として何百万もの家庭では自宅にアンテナを設置して視聴しているという現状もある」と指摘する。

地上テレビ放送事業者は無料放送サービスでローカルニュース、社会情報、娯楽関連番組を引き続き地域社会に提供してゆくことが期待されるが、新たに台頭した無線テレビ(mobile TV)サービスとどのように向き合うかという命題も突き付けられている。その中で未使用の放送用テレビ周波数は、競売に掛ければ五百億^{ドル}(四兆五千億^円相当Ⅱ^{ドル}Ⅱ九十^円換算)の値打ちがあると見込まれている。

現在およそ300^{メガヘルツ}の周波数帯が地上放送事業者に割り当てられているが、放送市場エリア内人口が百万以下のところでは、一般的に12%に当たる36^{メガヘルツ}しか放送事業用に利用されていない。ニューヨークなど全米トップの大規模市場でさえ半分程度の利用にとどまっている。

無線通信業界のロビー組織CTIAのクリス・マケイブ法務担当副会長は「米国内における放送用の周波数は恐ろしく無駄に使われている」と指摘すると同時に、ゲナコウスキー委員長が主導して提案したNBPを評価している。その上でCTIAのステイブ・ラージェント会長は「無線通信業界は議会、オバマ政権、FCC委員長と共に

この計画をしっかりと推進してゆく。同時にコミュニケーション内で(ブロードバンドネットワークへの)アクセスが難しい人々にも快適なブロードバンド環境を約束する。それを実現することが世界的にも競争力と革新性を誇るCTIAの真価を示すことになる」とコメントを発表している(「プレスリリース(www.ctia.org)」CTIAオンライン、三月十日)。

ゲナコウスキー委員長は米国内の無線通信データ流通量が、例えばAT&T関連を見ても過去三年間で劇的増加傾向となっていることもあり、無線通信用の周波数帯を早急に確保することが急務と感じているようである。加えて米国が韓国などをはじめとするブロードバンド先進国に、普及率やデータ通信速度において大きく後れを取っていることを深刻に受け止めており、NBPが起爆剤となれば、米国が二十一世紀の世界でリーダーシップを取るための基盤を手に入れることができると考えている。

放送事業者からは既に反発の声が上がっている。放送局は常に公共性を伴うサービスに貢献しており、特に非常事態への対応という点で重要な役割を担う点を強調している。これに対しFCCでは、周波数帯利用料として放送事業者に課金することに於いての検討も始めている。放送事業者が既得権として得た放送電波帯の利用環境は大きく変わろうとしている。

(金山 勉 立命館大学教授)

メディア談話室

密約と有識者委の視点

藤田博司

物事を見たり判断したりするときには、どんな視点、立場に立つかが重要な意味を持つ。立ち位置次第で、白が灰色にも黒にも見えることがある。公の問題を考えるとときはとりわけ、よって立つ視点が問われることになる。

過去半世紀にわたって繰り返し問題になってきた日米間の密約について、いわゆる有識者委員会の調査報告が発表された。調査の対象となった四つの案件について委員会は、一つは明確に密約と認めたが、残る三つのうち二つは「広義の密約」と見なし、もう一つは「必ずしも密約とは言えない」と結論付けた。

その結論の受け止め方は人さまざまだろうが、この報告にも調査に当たった委員会がどのような視点、立場で密約問題に取り組んだのかが、おのずとにじみ出ている。

歴代政府に「有罪判決」

調査は外務省内部の調査チームが作成した内部報告書を有識者委員会が精査する形で行われた。内部報告書が判断を控えた問題でも、委員会は独

自の調査をし、「歴史研究者として確実に推定できることについては、踏み込んで判断」した（はじめに）、と報告は言う。

日本政府は長い間、密約は無いと言い続けてきた。米国側から密約の存在を示す文書が公表されても、関知しない、調査もしないと言い張ってきた。そうした歴代政府に対し、調査報告はいわば「有罪判決」を言い渡したようなものだろう。

しかし「判決文」の中身を読むと、控えめに言っても歯切れが悪い。「有罪」とはいいながら、「被告」の政府や外務省の立場をしんしゃくして、たっぷり情状酌量した判断のように読み取れるのである。

委員会は密約を自ら定義して「狭義の密約」と「広義の密約」に分けている。「狭義」は合意文書が残っているもの、いわば動かし難い証拠のあるものを指す。「広義」は証拠の文書はないが「暗黙のうち」に存在する合意や了解のある場合を言う。「狭義」ではなく「広義」と認定されると「密約」が薄められ、罪一等を減じられたような印象を受ける。委員会の定義もそうした思惑を踏

まえてのことか、と見るのはうがち過ぎだろうか。「広義の密約」と判定されたのは、六〇年安保改定時の核持ち込み密約と沖繩返還時の補償費肩代わり密約だった。報告を読むと、この二件は本来残っているはずの文書が残されていないかたため「広義」と判断されたにすぎないことが分かる。文書が無いのは恐らく、意図的にその作成を怠ったか、あるいは作成していたものを後に廃棄した疑いが濃い。そうだとすれば「狭義」と「広義」の使い分けにどれほどの意味があるのか、首をかしげざるを得ない。

私蔵された重要文書

「必ずしも密約とは言えない」とされた沖繩返還時の核再持ち込み問題では、一九九七年に公表された米側の資料により、佐藤首相とニクソン大統領の間で「合意議事録」が作成されたことが明らかになっていった。外務省はその文書の存在を否定し続けてきたが、昨年暮れ、佐藤首相の遺族が保管していたことが明らかになった。委員会は、この文書が私蔵され歴代政府に引き継がれていないことなどを理由に「密約とは言えない」と判断している。

佐藤家に私蔵されていた理由は分からない。が、日米首脳の間で署名された秘密文書が政府に残されていなかったからといって、後継内閣を拘束する効力があつたかどうか「否定的に考えざるを得ない」と言って済まされるものだろうか。

有識者委員会の密約問題に対する視点は、短くまとめられた「おわりに」の部分に象徴的に表れている。報告書は「密約であるとかないとかいうレッテル貼りが横行していることが問題だと考へて「密約」の定義から始めたと言う。また外交には「ある程度の秘密性はつきもの」であり、外交が適切なものかどうかは「当時の国際環境や日本国民全体の利益(国益)に照らして判断」すべきだとしている。

さらに「密約問題の根源」に、日本が安全保障を米国に依存し、米国にとっては冷戦のさなかで日本の基地が重要だったなどの「複雑な背景」があったことを指摘、そのために「基地使用の権限などをめぐり、いくつかの密約ないし、それに類似する事態を生じた」とも述べている。

一方で、一連の密約の存在を否定し続けてきた歴代政府首脳や外務省の責任については、次の一文で片付けている。「とくに核搭載艦船の一時寄港問題について、長い年月の間、国民に対して不正直な説明が続けられ、これを修正しようとする努力がなされなかったことは問題であり、また、この間の多くの文書の欠落については、今後、何らかの調査が必要であろう」。たったそれだけだ。

だまされた側の強い思い

委員会報告の結論は要するに、密約は冷戦時代の厳しい国際環境の中で生まれたもので、政府が国民にうそをついたのは問題だが、当時の事情を

考えると仕方がなかった、ということのようだ。仮に大きく譲って、ある程度やむを得なかったと認めるにしても、冷戦終結後も二十年近くにわたって政府が国民にうそをつき続けてきた責任を、委員会はどう考えているのだろうか。密約の一方の当事者が密約を裏付ける文書を公開したあともその存在を否定し、調べることさえ拒否した政府の責任をどう見ているのだろうか。単に「問題だ」で済ませていいのだろうか。

有識者委員会の任務は密約の有無を検証するだけ、と言うかもしれない。しかし密約をめぐって国民を欺き続けた政府に対して、だまされた側の国民には当然、それなりに強い思いがある。委員もその思いを共有しているはずだが、それが報告書のどこにも感じられないのである。

恐らく委員会にそうした強い思いはなかったのかもしれない。「国益」のためには国民に向かって公然とうそをつくことも許されると考える政治家や高級官僚と同じ視点で、この問題を考えていたからではないか、と思われるのだ。

メディアの非力も

密約をめぐる政府の責任を問う厳しさに欠ける点では、新聞も五十歩百歩だ。『読売新聞』は報告書を「バランスがとれており、妥当」と評価した。『産経新聞』は密約を「国民の反核感情の強さと核抑止の必要のつじつまを合わせる『政治の知恵』だった」と好意的に受け止めている(いず

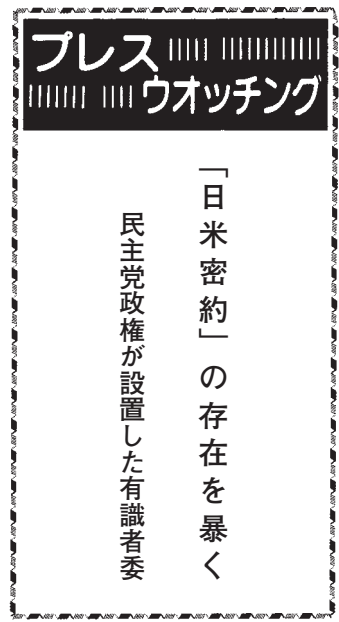
れも十日付社説)。両紙はうそをついた政府の責任などさほど重大視する様子もなく、共に非核三原則の見直しを民主党政権に促している。

密約については一九七一年に『毎日新聞』の西山太吉記者による沖繩補償肩代わり密約の報道以来、米国側の公文書公開などを通じて繰り返し伝えられたが、日本政府の全面否定の前に、メディアによる追及はいつも尻すばみになっていた。

今回の報告書によれば、海部政権の時代まで外務省高官や政府首脳の間で密約の存在が引き継がれてきたという。となれば、相当数の人物が密約の存在を知っていたことになる。なのに、そのうちの誰一人として、つい最近まで真実を語ろうとするものがいなかった。これは何を意味しているのだろうか。

政治家や官僚の間の道徳的退廃か、それとも多くの人に共有されていた秘密さえ暴くことのできなかったメディアの非力か、恐らくはその両方だったのだろう。これほど大きな政府の欺まんがこれほど長く暴かれずにきたことは、日本の民主主義の底の浅さを裏付けているようにも思われる。

今回、曲がりなりにも密約が密約と認められたことは、半世紀以上かかってようやく実現した政権交代の成果と言えるだろう。この成果を後戻りさせないために、メディアとりわけ新聞は、うわべの現象に惑わされない確かな目を持ち、国民の視点にしっかり足場を据えて、これからの政治を見守っていかねばなるまい。(共同通信社社友)



「日米密約」の存在を暴く

民主党政権が設置した有識者委

自民政権が隠し続けてきた「日米間の密約」のベールがはがされた。鳩山民主党政権発足直後、外務省に設置した「密約調査・有識者委員会」（座長・北岡伸一東大教授）は三月九日、岡田克也外相に調査報告書を提出した。

検証対象は、①核搭載艦船の一時寄港・領海通過②朝鮮半島有事の際の米軍による在日米軍基地の自由使用③緊急事態の際の沖縄への核の再持ち込み④沖縄返還時の原状回復補償費肩代わり——の「四密約」。今回の報告、「いわゆる『密約』問題に関する外務省調査報告書」が冒頭に掲げた「序論 密約とは何か」の記述を紹介した上で、本論に進みたい。

「(1)『狭義の密約』とは、両国間の合意あるいは了解であって、国民に知らされておらず、かつ、公表されている合意や了解と異なる重要な内容（追加的な権利や自由を他国に与えるか、あるいは重要な義務や負担を自国に引き受ける内容）を持つもの。厳密には密約とはそういうものを指して言うべき。その場合、

当然合意文書が存在。他方、『広義の密約』とは、明確な文書による合意でなく、暗黙のうちに存在する合意や了解であるが、やはり、公表されている合意や了解と異なる重要な内容を持つもの。今回の作業は民主主義の原則に立って行う検証作業の一つであり、広義の密約も対象。

(2) 安保改定交渉の重点は、基地使用に係る日本側の発言権の確保（核心は核持ち込み）、朝鮮半島における米軍の基地自由使用。核兵器については戦術核兵器の発展も考慮する要あり。

(3) しばしば指摘されるように、条約それ自体は一片の紙切れ。権利義務が履行されるのは、両国間に信頼関係と共通の利益があるとき——

核持ち込み・米軍出撃・補償肩代わりは密約

有識者委員会は以上の共通認識に基づいて関係資料を精査して「報告書」を作成。次の「四密約」のうち三項目を「密約」と認定した。

▼核搭載艦船の一時寄港・領海通過 一九六〇年一月の藤山愛一郎外相とマッカーサー駐日大使が事前協議をめぐって交わした「討議の記録」のコピーなどが見つかった。しかし、日米間の解釈にずれがあった。六三―六四年にライシヤワー駐日大使が大平正芳外相、佐藤栄作首相に米艦船の核持ち込みを「事前協議の対象外」にする立場を伝えた。日本側は米側に解釈を改めるよう働き掛

けず黙認。米側も深追いせず、「暗黙の合意」が形成された。これは「広義の密約」。

▼朝鮮半島有事の際の米軍による在日米軍基地の自由使用 六〇年一月の藤山外相マッカーサー大使が交わした「朝鮮議事録」のコピーなどが発見され、「密約」と認定した。半島有事に出撃する在日米軍の戦闘行動の際、事前協議なしに米軍が在日米軍基地を自由に使用できることを例外的に認める内容。ただ、日本側は「事前協議の意義を減殺させる不本意なもの」とも認識し、後の沖縄返還交渉で米側に同議事録の失効を求めたが、調整は付かなかったことも判明した。

▼緊急事態の際の沖縄への核の再持ち込み 沖縄返還時に「有事の際の沖縄への核再持ち込み」を認める密約があったとされる問題で、佐藤栄作首相とニクソン米大統領が六九年十一月の日米首脳会談の際にひそかに交わした「合意議事録」について、拘束力はなく「必ずしも密約とは言えない」と否定的見解を示した。なお、佐藤元首相の遺族が保管していた「合意議事録」の効力について、後継内閣に引き継いでいなかったことから、「(佐藤氏は)議事録を自分限りのものと考え、長期的に政府を拘束するものとは考えなかったのではないか」と推定した。

▼沖縄返還時の原状回復補償費肩代わり 二この「肩代わり密約」は、最大の根拠とされていたスナイダー駐日米公使と吉野文六外務省アメリカ局長による七一年六月の議事要旨が、外務省調査で

は見つからなかった。米側の公開資料を精査した結果、報告書は、議事要旨の「狭義の密約」性を否定。しかし、米側が「自発的」に支払うとした四百万ドルの肩代わり合意と、日本側が支払う三億二千万ドルへの積み増しを双方が了解したことが確認できたので、「広義の密約」と判断した。

日米安保を支えた「ガラス細工」

「調査報告書」はA4版百八ページにも及び、三百九十一件の関連文書も併せて公表された。歴代自民党政権から民主党への政権交代によって、半世紀以上も隠ぺいされていた「密約」の実態が国民の目にさらされた意義は極めて大きく、戦後外交の「暗部」に迫った有識者委報告を評価したい。

歴代自民党政権は密約の存在すべてを否定してきた。東西冷戦時代にあつて「密約」を結ばざるを得なかった国際状況があつたにせよ、国民を欺き続けた罪は大きい。特に一九九〇年の「冷戦終結」から二十年間も自民党政権は「事前協議がないから、密約はなかった」という牽強付会な理屈で国民をけむに巻いてきたのである。

今回の調査によつて六八年一月二十七日付の東郷文彦北米局長による極秘メモが見つかったことは、大きな成果と言える。同メモには「安保改定交渉、特に事前協議条項に関する交渉を通じ、我が方は総ての『持ち込み』(introduction)は事前協議の対象であるとの立場をとり、艦船航空機の『一時的立ち寄り』について特に議論した記録も記憶もない。この点はジョンソン大使による米国

のメモとも一致する。一月二十六日の同大使の説明によれば、事前協議に関し、『事前協議は米軍及びその装備の日本国内への配備、並びに艦船航空機が日本の領海及び港へ入る場合の現行の手続きを変更するものではない』という了解事項にあり、米側交渉当事者は、具体的に言及しなくともこれが『一時的立ち寄り』に関するものであるということは日本側にとつても自明であると考えていたということである。然るに日本側交渉当事者は、右了解は事前協議条項と地位協定第五条に関するものと解し、『一時的立ち寄り』に関するものとは思つていなかったのが実情である」と記されている。

東郷氏は、『東京新聞』(3・5朝刊)のインタビューに応じ、「日本は『米国が言つてこないのだから、核は搭載していないと信じます』。米国も日本の状況を理解して黙っている。こうやって両立不可能なものを両立させて、一九八九年の冷戦終結までこのデリケートなガラス細工で突っ走った。その結果、日本は冷戦の最大の勝ち組として生き残ったわけだ」と語っていたが、「日米安保を支えた『ガラス細工』」の表現には、冷厳な外交トリックが秘められている。日本政府は国民に対して「表向きは核搭載艦船の寄港を認めない」と言い続ける半面、米側の解釈を知りながら異を唱えず、寄港を黙認してきたことが証明されてしまった。当時の佐藤首相から田中角栄、中曽根康弘、竹下登の各氏らが首相在任時に説明

を受けたことを示す記載もあり、八九年のメモには、首相就任直後の海部俊樹氏に説明したと記されている。

「佐藤首相の署名文書」は一級資料

有識者委はこの「核搭載艦船寄港」に関しては「広義の持ち込み」と認定したものの、「沖繩への核再持ち込み」について「佐藤元首相の遺族が保管していた『日米首脳合意議事録』は、(佐藤首相が)自分限りのものと考え、長期的に政府を拘束するものとは考えなかったのではないかと推定する」として、「密約とは言えない」と結論付けたことに疑問が残る。佐藤氏自らが署名した「極秘文書」が見つかったのに、この判断は不可解だ。

有識者委員会の検証作業が難航したのは、当然あるべき重要文書が存在せず、文書があつても不自然に欠落していたからだ。有識者委は「歴史的に重要な文書の不用意な廃棄が行われていた」と指摘、行政官庁に文書管理の徹底を要請した。岡田外相は直ちに省内に記録公開と文書管理の改善に向けた対策本部を設置。情報公開へ向け、適正運用する仕組みづくりを急ぐ方針という。

そもそも「密約」論議の引き金は、二〇〇〇年前後の「米国公文書」公開だった。民主党への政権交代によつて「密約」検証作業が進み、「情報公開法」の厳正適用が確認されたことは、民主政治確立のため誠に有意義だった。

(池田 龍夫) ジャーナリスト

放送時評

IPサイマル放送の試験配信始まる

既存ラジオ放送をネットで同時配信

このところ、ラジオ放送の将来に対する関心が集まっている。

三月十五日、TBSラジオ、ニッポン放送、朝日放送など、在京ラジオ局七局、在阪ラジオ局六局の十三社と電通でつくる「IPサイマルラジオ協議会」が、既存のラジオ放送の内容をそのままネットでも同時に送信する「IPサイマル放送」の試験配信を始めた。今回は、まずは半年間の試験配信という形ではあるが、いよいよ日本でも、本格的なIPサイマルラジオが立ち上がったことになる。

海外に目を向けると、欧米の先進主要国を中心に、インターネットラジオのサービスは早くから立ち上がり、また、普及・浸透の度合いも高い。日本では、これまでも一部のラジオ局でネットに番組の一部を再送信するサービスは行われていたが、権利処理の問題などを理由に、音楽やCMをカットするなど再編集して提供される形がほとんどだった。IPサイマルラジオの試験配信の計画に対して、一部のラジオ局関係者の中からは、既

存の地上ラジオ放送の営業活動への影響を懸念して、アレルギー反応を示す者も少なくなかったという。ネット上での番組提供が、地上放送の接触率に悪影響を与えることへの危惧があったわけである。

ラジオ放送の媒体価値

しかし、ラジオを取り巻く経営状況は、このところより一層、厳しさを増しつつある。

二月二十二日に電通から発表された「日本の広告費」では、新聞の広告費が、前年比18・6%減の六千七百三十九億円で、インターネット広告（モバイル広告を含む）に抜かれたことが話題となった。ちなみに二〇〇九年のインターネットの広告費は七千六十九億円。前年比で1・2%増であった。しかし、既存マス媒体は軒並み苦戦しており、テレビの広告費が一兆七千三百三十九億円で、前年比10・2%減。ラジオ広告も千三百七十億円で、前年比11・6%減に下落した。

今年に入ってから、経済週刊誌がこぞって新聞とテレビの広告費の凋落ちようらくを書き立てているが、ラジオ局も同様で、特に地方の民放ラジオは、厳しい経営環境にある。

〇八年六月号の本欄で紹介したように、同年五月に、福岡県北九州市に本社を置く「エフエム九州」(愛称「CROSS-FM」)が経営破綻はたんに陥るといった事態に至っている。このエフエム九州の経営破綻においては、投資会社ネックス・キャピタル・パートナーズによって設立された新会社

CROSS-FMがその放送事業を引き継ぐことで、放送サービスの継続性は何とか担保された。しかし、ほかでも経営の窮状がささやかれるローカルラジオ局は少なくなく、放送関係者の中には、現在も同様の事態が起こらないとも限らない状況にあると危惧する向きは多い。

私たちのラジオ放送への接触ぶりについて見てみると、ラジオ放送は日常的にラジオ放送を聴取する行為者と、日常生活でほとんど接しない非行為者との乖離かいりが大きいメディアだといわれている。ラジオ聴取者の中には、「ラジオ」というメディアに強い親近感を抱く者が多いが、その一方で、日常生活の中でラジオ放送にほとんど触れることがない者も多く、特にCDやMD、MP3など、音声系メディアが多様化したことで、人々の「ラジオ離れ」に一層の拍車がかかっているとの声も多い。

また、ラジオが「ながら聴取」のメディアであることもあり、ラジオに対して、購買力の比較的弱い層とされる単純労働従事者が仕事をしながら聴取しているとのイメージが付きまといがちとの指摘も多い。その一方で、深夜放送などで若者文化の「尖った」部分をすくい上げる力を持つていたとされてきたラジオであったが、このところ特に、消費行動のトリガー世代でもある若者の「ラジオ離れ」が進行していることを指摘する向きは多い。

また、高層ビルの内部や地下街、地下鉄など、

都市部を中心に、ラジオ放送の聴取状況が悪いエリアは多く、その対応策も十分になされている状況にあるとは言えない。

ラジオ放送の媒体価値の維持、向上を考えた場合、ラジオ放送に接するシーン自体を増やしていくことが求められる状況にきていたのは確かである。ひいては、ラジオというメディアの媒体価値の強化のため、抜本的な改革が求められる時期にきているといえよう。

スタートしたIPラジオ

そのようなラジオの将来に対する危機感などを背景に、今回の試験配信の開始に当たっては、在阪局が先行する形で研究、準備を進めてきた。○七年四月に在阪ラジオ六局（朝日放送、毎日放送、大阪放送、FM大阪、FM802、FMcolorio）と電通が「IPラジオ研究協議会」

（会長・宮原秀夫独立行政法人情報通信研究機構理事長・前大阪大学総長）を立ち上げ、約一年の準備期間を経て、翌○八年春から大阪府の約一千のモニターを対象に実験をスタートさせた。その後、この「IPラジオ研究協議会」を発展させ、○九年十二月に在京ラジオ局七社（TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送、エフエム東京、J-WAVE、インターFM、日経ラジオ社）と共に「IPサイマルラジオ協議会」を発足。ウェブ上でラジオ放送をそのまま提供するIPサイマルラジオの実用化に必要な技術的検証や、音楽著作権など権利問題の調整、マーケティング調査など

の地ならしを行い、今回の試験配信の開始にこぎ着けた。

今回の試験配信では、「IPサイマルラジオ協議会」に参加した放送局が、その放送免許で規定されている首都圏の一都三県と関西の二府二県でしかアクセスすることができないようにシステム上、設定されることになっている。このことにより、県域単位で免許が交付されている地上ラジオ放送の秩序を、IPサイマルラジオの登場で混乱させることなく、ラジオ放送の露出を高めることができるとしている。

試験配信開始の三月十五日は、もの珍しさもあってか、一時、アクセスが殺到し、つながりにくくなることも生ずる盛況ぶりだった。この試験配信は八月まで行われ、その後、本格的な実用化への移行を目指すという。

ラジオをめぐる放送行政の動き

他方、この二月、総務省に「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会」が発足。ラジオ放送をはじめとした地域情報メディアの将来像についての論議が始まった。この研究会が立ち上がった背景には、先に見たように、地域経済の疲弊やインターネット系メディアの台頭などにより、地域の情報文化や経済社会の担い手である既存のラジオ放送局の経営基盤が大きく変化してきているというラジオを取り巻く環境変化がある。それに加え、一一年七月の地上テレビ放送の完全デジタル放送への移行後、アナログテレビ放送に使用

されていた周波数帯域を使って始められるとされるデジタルラジオ放送の開始に向け、既存のラジオ放送事業の将来像が、十分に描き切れていないということがある。デジタル技術が通信と放送の垣根を取り払い、音声系メディアが多様化する中でラジオ放送のありようが問われているのである。

研究会の立ち上げに当たって示された検討項目としては、①地域の情報文化を支えてきたラジオ等の役割と今後の在り方②ラジオのリスナー、スポンサーニーズの変化とそれらを踏まえた地域情報メディアの在り方③災害情報や交通情報などの地域の情報ニーズに応えるメディアの在り方——の三つが掲げられている。研究会は今年の六月をめどに取りまとめを行うとしており、月に二度程度の速いペースで議論が行われている。

三月までに三度、研究会が開催されたが、これまでは研究会の構成員から、音声ラジオの再評価、熱い思いが語られることが多かった。今後は、インターネット系メディアの普及などメディア環境の変化の中で、ラジオ放送の持つ社会的機能や新たなサービス、そのビジネス可能性などが検討されることになる。

他方において、次世代のラジオとして期待されるデジタルラジオ放送に要請される社会的機能とは何か、また、どのようなビジネス可能性があるのか。今ラジオの未来図が求められている。

（音 好宏 上智大学教授）



大都市部の販売部数、下げ止まる

中国—09年新聞動向調査

二〇〇九年の中国大都市部における新聞の販売動向調査を調査会社「世紀華文」がまとめ、『中国報業』誌一〇年二月号で発表した。それによると、①〇八年の値上げ以降減少した販売部数が、下半期には下げ止まった②市場で優勢なのは依然「都市報」だが、生活情報系週刊紙なども伸びている③大都市部の普及率は飽和状態に近づいているが、近郊の中小都市に伸びしろがある——ことなどが明らかになった。

この調査は北京、上海、南京など大都市部の新聞スタンド、コンビニなど約四千万所、各種新聞をサンプル調査したもの。購読部数についても別途約三千万のサンプルを調べている。

世紀華文は昨秋、〇九年上半期の傾向について速報し、「〇八年原材料費の高騰を受けて値上げに踏み切った結果、読者離れが起きたが、〇九年上期には一部に持ち直しの傾向がある」と分析していた（本誌一月号既報）。

今回、〇九年下期の部数について同社は、「上期とほぼ同水準だった」として、全体としては〇八年下期以来の減少傾向が止まったとの見方を示した。

ただ、販売実数は同誌上で公表していないが、掲載されたグラフィメージを見る限り、〇八年の年間総部数のレベルには届いていない。減少傾向に歯止めが掛かったものの、回復は力強さを欠いており、今後の長期的動向は引き続き注視する必要があるようだ。

また、子細に見ると、都市によってもばらつきがあり、対上期比は北京では横ばいだが、南京、杭州などではマイナスとなっている。

新聞をジャンル分けしてみると、大都市部で優勢なのは依然として「都市報」である。これは、都市圏住民のライフスタイルや嗜好に合せて編集された総合日刊紙（夕刊含む）だ。世紀華文によると、大都市圏即売市場において都市報のシェアは全体の約60%に上る。

これに次ぐのは、例えば『参考消息』『環球時報』といった時事ニュースを専らとする新聞（『時政紙』といわれる）で、約17%を占める。

さらに、「生活情報紙」と呼ばれる週刊新聞が約13%ある。このカテゴリーには、『週末画報』『精品購物指南』『新女報』などが含まれている。

時政紙と生活情報紙はここ数年、ともに各都市でシェアを拡大しつつある。

伸長の背景には例えば時政紙の場合、一つには都市報が相次いで値上げした折も値段を据え置かずか値上げ幅を圧縮したこと。生活情報紙好調の背景には、プライベートライフをより豊かに楽しみたいといった人々の嗜好の変化があるようだ。

販売動向を地域的に見ると、北京では『北京晚报』と『法制晚报』の夕刊二紙、『京華時報』と『新京報』の朝刊二紙で、即売市場の九割以上を押さえている。一方、宅配では、いち早く自主送達網を整備した『北京青年報』が『北京晚报』に次いで多いシェアを獲得している。

なお、言論の自由の制約下、新聞の内容がそれほど大きく異なるわけではなく、読者は価格や景品類で比較的簡単に定期購読紙を代えてしまう傾向がある、という。

広州では、即売、宅配とも『広州日報』が五割以上のシェアを占める。ライバル紙は『南方日報』『羊城晚报』『南方都市报』だが、〇九年はむしろ差がやや拡大した。

上海では『新民晚报』『新聞晨报』『新聞晚报』『揚子晚报』の四紙間で争われているが、前二紙がそれぞれ三割以上のシェアを持つ構図は変わっていない。しかし、ここ数年、先述の生活情報系週刊紙が相次いで創刊され、都市報全体の部数が減少している。

普及率（販売拠点に当該紙が置かれている割合）で見ると、北京、上海、広州など大都市部では、都市報は既に九割近い普及率を達成し、飽和状態に近づいている。一方、生活情報系週刊紙などは七割前後、近郊の中小都市となると三割程度にとどまり、こうした周縁部に発展の伸びしろがある、と世紀華文はみている。

（木原 正博 日本新聞協会審査室長）

◎古野奨学生を募集

(財) 同盟育成会 (山内豊彦理事長) は、平成二十二年度の古野奨学生を募集する。詳細は同盟育成会のホームページに。

対象は原則として平成二十二年四月に大学、大学院、短大、高校に入学または在学中の学生で、奨学金の貸与が必要と認められる者。申し込み時点で在学する学校の学校長の推薦状が必要。貸与月額は大学生三万円、高校生二万円。返済は卒業後一年猶予、二年目以降、分割払いで十年以内。無利子。申し込みは二十二年四月二十三日(金)まで。

【問い合わせ・申込先】 募集要項、申し込み用書類等は、同盟育成会ホームページからダウンロードできる。郵送希望者は〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-5-16 晩翠ビル内 同盟育成会まで八十円切手を添えて請求のこと。

TEL 03-3593-2055
E-Mail ikusei-k@soleil.ocn.ne.jp
ホームページ
http://www.doumei-ikuseika.or.jp

◎講演会

(公財) 新聞通信調査会と同盟クラブは三月三十一日、東京都港区虎ノ門の通信社ライブラリーで講演会を開いた。講師は時事通信社経済部長の星田淳一氏。演題は「日本経済復活の条件」だった。

【悲報】

山田 一郎氏 (やまだ・いちろう) 元共同通信

社常務理事、元共同通信社大阪支社長) 1月17日死去、90歳。

小林 淳宏氏 (こばやし・あつひろ) 元時事通信社取締役、元新聞協会編集委員、日本記者クラブ理事) 1月20日死去、85歳。自宅は横浜市鶴見区東寺尾中台26-5。喪主は妻の喜久代(きくよ)さん。

塚本 易信氏 (つかもと・やすのぶ) 旧同盟通信写真部) 12月22日死去、91歳。

◎通信社の資料提供を!

(公財) 新聞通信調査会 (長谷川和明理事長) は、通信社の歴史研究に取り組んでいますが、資料が不足しております。通信社ライブラリーの正式オープン(九月)を控え、資料のご提供をお願いします。また知人で資料をお持ちの方のご紹介をお願いします。

提供された資料は調査研究などで使用するほか復刻や製本し、文化遺産として後世に伝える考えです。なお、ご提供者には薄謝を差し上げます。

◎書籍購入のお知らせ(40)

(公財) 新聞通信調査会では次の書籍を購入した。
▽『ライシャワーの昭和史と戦後史の新証言』(ジョージ・R・パッカー著、森山尚美訳、講談社、510ページ、税別2600円)
▽『ヒマラヤ世界・五千年の文明と壊れゆ

く自然』(向一陽著、中公新書、290ページ、税別880円)

【編集後記】

▽当調査会の第2回「メディアに関する全国世論調査」の結果がまとまりました。四月号(上)では、「新聞読者と政治報道」を主要テーマに、五月号の詳論へと続きます。メディア関連の代表的な世論調査として定着することを目指しています。

▽放送記念日にテレビ放映されたNHK特集「激動のマスメディア」では、新旧メディアの立場、考え方がそれぞれ鮮明に出ており、興味深いものでした。

▽この中で、衰退著しい米国を例にわが国の新聞の将来を厳しく問われた日本新聞協会の内山斉理事長が、圧倒的に支持されている宅配制度をはじめとした新聞の強みを、この世論調査の数字を引用して反論していたのが印象的でした。(安)

定価一五〇円 一年分一五〇〇円(送料とも)
発行所 公益財団法人 新聞通信調査会
〒100-0001 東京都港区虎ノ門1-5-16 (晩翠ビル四階)
TEL (03) 3593-1081(代)
E-mail: chosakai@helena.ocn.ne.jp
振替口座00110-104173467番
印刷所 株式会社 太平印刷社
©新聞通信調査会2010



● 向一陽 著 (中公新書Ⅱ八八〇円 税別)

『ヒマラヤ世界』 —五千年の文明と壊れゆく自然

「ネパールが木を切るから大洪水がくる」

バンングラデシユの人間が怒るといふ。ネパールの人間もやみくもに木を切っているわけではあるまい。だがその行為は数千キロも離れた土地の人たちに災害をもたらす。地球温暖化も人間の豊かさがもたらしたものである。その結果、地球環境を狂わせ、人間はその災難に苦しむ。人間は自然との共生をどうしたら実現できるのか。

地球の屋根といわれるヒマラヤ山脈を水源とするガンジス、インダスなどの大河は、インド・パキスタンのヒンドゥスタン大平野を潤しつつベンガル湾へ、あるいはアラビア海へと注ぐ。この流域には世界人口の一割に当たる八億人が住んでいる。間接的には十五億人がこの水の恵みを受けていると著者はいう。この地域をひとくくりしてヒマラヤ世界(ヒマラヤンワールド)と呼ぶが、著者は大河の流域をたどりながら人間の営為がもたらす環境破壊の現状をつぶさに見据え、自然との共生の道を探る。しかも著者は通信社出身のジャーナリストとして、たった一人で現場を丹念に歩き、そこに住む人々にじかに接し、その哀歓をくみ取る。平易

な文章ながら重たい課題を読む人に突き付ける得難いルポルターージュである。

著者の筆はまずヒマラヤのエベレスト街道から始まる。ネパールの首都カトマンズの東方の世界最高峰エベレストへの登山口は今やトレッキングコースとして観光客の人氣が高い。エベレストをはじめ八千メートルの山々が一望できる眺望、絶壁の氷河、谷底を流れる激流。著者はプロの登山家だけに、その描写は山好きの人にはこたえられないほどだろう。

だが、周辺の環境が整備され、今や年間二十万人の観光客が押し寄せるといふ。ここはシエルパの里として有名だが、登山家のサポーターとして細々と生計を立てていた彼らにとって、観光客が落とすカネはバカにならない。観光客目当てのロッジがあちこちに建てられ、土産店や食堂ができる。山林が切り倒され、河川は汚染する。しかも、温暖化の影響でヒマラヤの氷河は年々、縮小、後退する。解け出した氷河の水はダム化するが、いつ決壊するか分からない。世界有数の保水量を持つヒマラヤ氷河が消滅すれば、その流域の不毛砂漠化は避けられない。

豊かさの裏に進む自然破壊。それはヒマラヤの山間の一村落の問題だけにとどまらない。河川が潤すインド・パキスタンの沃野にも、さらにははるか下流のバンングラデシユの海拔ゼロのデルタ地帯にも影響を及ぼす。特にインドやガンジスの水は、古代のインド文明をはぐくんだ源泉だけにダムや無数の運河で取水され、下流に届くまでには水量は極端に乏しくなる。それだけに、流域の人々を水争いに駆り立てる。印パ紛争の背景には取水問題が絡んでいると著者は指摘する。ならば、人は自然とどのように共生すればよいのか。

著者は大規模ダム建設の反対運動に立ち向かった「チプコ」に注目する。インドの首都ニューデリーの北方ガルワール地方のガンジス川本流のテリーに一九六〇年代、旧ソ連資金で大ダムが建設された。ダムは現在、既に完成して発電も始まっているが、この時、森林伐採阻止のために立ち上がったのが「チプコ」だ。この地方の女性たちが一人ひとり樹木に抱き付き、「木を切るなら私を切りなさい」と抵抗したという。

この運動がインド政府を動かした八一年、インディラ・ガンジー首相は標高千メートルを超える森林の商業伐採の一時全面禁止を宣言した。小さい一歩だが、自然保護の貴重な一歩と著者は言いたいようだ。

(増山 榮太郎 時事総研客員研究員)